

令和7年第1回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和7年3月5日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	鳥海 典昭
7 番議員	前田 晃良	16 番議員	米本 義博
8 番議員	宮本 影子		

2 欠席議員

14 番議員 森 志郎

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 局長補佐 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
監査委員	塚原 喬
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子

建設産業課長

長楽 浩司

上下水道課長

増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 町長の所信表明 | |
| 第4 | 議第1号 | 令和6年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第5 | 議第2号 | 令和6年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第6 | 議第3号 | 令和6年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について |
| 第7 | 議第4号 | 令和6年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について |
| 第8 | 議第5号 | 令和6年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について |
| 第9 | 議第6号 | 令和6年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について |
| 第10 | 議第7号 | 令和6年度藍住町下水道事業会計補正予算について |
| 第11 | 議第8号 | 令和7年度藍住町一般会計予算について |
| 第12 | 議第9号 | 令和7年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について |
| 第13 | 議第10号 | 令和7年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について |
| 第14 | 議第11号 | 令和7年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について |
| 第15 | 議第12号 | 令和7年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について |
| 第16 | 議第13号 | 令和7年度藍住町下水道事業会計予算について |
| 第17 | 議第14号 | 令和7年度藍住町水道事業会計予算について |
| 第18 | 議第15号 | 藍住町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について |

第 1 9	議第 1 6 号	藍住町課等設置条例等の一部改正について
第 2 0	議第 1 7 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第 2 1	議第 1 8 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第 2 2	議第 1 9 号	藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 2 3	議第 2 0 号	藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第 2 4	議第 2 1 号	常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について
第 2 5	議第 2 2 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
第 2 6	議第 2 3 号	藍住町総合文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 2 7	議第 2 4 号	藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 2 8	議第 2 5 号	藍住町体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 2 9	議第 2 6 号	藍住町民グラウンド使用に関する条例の一部改正について
第 3 0	議第 2 7 号	藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 3 1	議第 2 8 号	藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 3 2	議第 2 9 号	藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 3 3	議第 3 0 号	藍住町東中富桜つつみ公園の管理及び運営に関する条例の一部改正について
第 3 4	議第 3 1 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第 3 5	議第 3 2 号	藍住町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

第 3 6	議第 3 3 号	藍住町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について
第 3 7	議第 3 4 号	令和7年度中学校教師用教科書等の購入契約の締結 について
第 3 8	議第 3 5 号	町道の路線変更について
第 3 9	議第 3 6 号	指定管理者の指定について
第 4 0	議第 3 7 号	指定管理者の指定について
第 4 1	議第 3 8 号	指定管理者の指定について
第 4 2	報告第 1 号	令和7年度藍住町土地開発公社の事業計画について

令和 7 年藍住町議会第 1 回定例会会議録

3 月 5 日

午前 10 時 12 分開会

○議長（米本義博君） おはようございます。本日は、令和 7 年第 1 回藍住町議会定例会に御出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、令和 7 年第 1 回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（米本義博君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、2 番議員、新居純一君及び 3 番議員、元木春香君を指名します。

○議長（米本義博君） 日程第 2、「会期の決定」についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 20 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 3 月 24 日までの 20 日間に決定しました。

○議長（米本義博君） 日程第 3、「町長の所信表明」を行います。

高橋町長の発言を許可します。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。3 月に入り、春の訪れを感じる季節となつてまいりました。本日、令和 7 年第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

今定例会には、1 年間の施策を盛り込んだ令和 7 年度の当初予算案などを提案いたしておりますが、議長の許可を頂きましたので、議案の説明に先立ち主要施策と町政に取り組む所信を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

初めに、町制施行70周年記念事業についてであります。本町は、今年、町制施行70周年の節目を迎えます。これを記念して、これまで本町の発展に御尽力いただきました関係者の皆様を御招待し、4月29日に町制施行70周年記念式典を総合文化ホールにて執り行います。6月には町民の皆様とともに行く友好都市、山形県河北町への研修旅行、ロマンのかけはし・町民号を計画しており、日程等詳細が決まり次第、参加者の募集を開始いたします。また、8月には著名人をお招きして記念講演を開催、さらに10月には町民の方が思い思いの藍染め衣装や作品を身にまといランウェイで披露するファッションショー、インディゴコレクション2025を総合文化ホールにて開催する予定です。そのほかにも町関係団体等が主催する事業では町制施行70周年をPRし、また、地域の活性化につながる事業を町制施行70周年記念協賛事業として募集し町全体でお祝いの機運を醸成したいと思っております。

次に、藍住町総合計画についてであります。令和8年度から令和15年度までの8年間を計画期間とする、第6次藍住町総合計画を令和7年度に策定します。総合計画は本町のまちづくりの方針を示す最上位計画であり、これからの藍住町をデザインするための基本となる重要な計画であります。現在、全町民向けのWEBアンケートのほか、18歳以上の町民の方から抽出した2,000人と中学2年生の生徒を対象としたアンケート調査を行っているところであり、今月その結果を取りまとめる予定としております。今後、アンケート結果などを踏まえて、まちの目指すべき将来像を示した基本構想を実現するための基本計画の策定を進めてまいります。

次に、物価高対策についてであります。現在、新型コロナウイルス感染症による経済活動の萎縮から世界経済は回復する過程にあり物価は上昇傾向にあります。また、ロシアのウクライナ侵攻等による世界情勢の不安定化や円安によるエネルギー輸入価格の上昇、主食の米の値上がりなど私たちの暮らしへの影響が長引いています。そこで、本町では国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、各種の住民、事業者支援事業を行ってまいります。まず、令和6年度物価高騰対応重点支援給付金事業により、現在、低所得世帯への3万円給付、併せて低所得世帯の18歳以下の児童一人当たり2万円の加算給付を実施しているところであります。2月上旬に通知を発送し月末から支給を開始しており、審査が完了した方から速やかに支給を行ってまいります。令和7年度には、交付金の推奨事業メニュー枠を活用し物価高騰対策プレミアム商品券事業を実施いたします。基準日現在、本町に住

民登録のある世帯を対象とし5,000円のプレミアム付き商品券1万5,000円分を1万円で購入いただき、町内の登録店舗で利用していただく事業で本年夏以降に開始いたします。さらに、物価高騰により運営費が増大する町内の高齢者等入所施設を支援し、もって施設に入所する高齢者等の居住の安定に寄与する物価高騰対策高齢者等入所施設支援事業として、入所者数または定員数により算定する支援金を事業者の申請により支給いたします。

次に、防災対策についてであります。今年1月、政府の地震調査委員会は南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率をこれまでの70パーセントから80パーセントを80パーセント程度に引き上げたと発表いたしました。年々発生確率が高まっている中その対策は急務であります。本町といたしましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して簡易ベッドや簡易トイレなど必要な資機材の整備を進めるとともに、被災状況の把握から各種支援までを一元的に管理し被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者生活再建支援システムを新たに導入することとしております。また、現在、災害時の物資集配拠点施設として防災備蓄倉庫の整備計画を進めており、引き続きハード、ソフト両面において本町の防災力向上を一層図ってまいります。

次に、子育て支援についてであります。現在、3歳児から5歳児の保育料については国の制度により無償化されておりますが、このたび、徳島県では少子化の大きな要因である子育て世代の経済的不安の解消に向けた取組として、所得制限があるものの国の定めた対象以外の0歳児から2歳児の第1子から保育料を市町村が無償とした場合、町負担の半額を補助することを決定いたしました。これを受け本町といたしましては9月から0歳児から2歳児の保育料の無償化を実施し子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。また、待機児童の解消と4、5歳児の保育所での受入体制強化、国が進める乳児等通園支援事業などの新たな保育施策を実施するため私立認可保育所の増築工事が開始となります。全ての子供の育ちを支援し、全ての子育て家庭が多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援が受けられるよう取組を進めてまいります。他方で、子供を望む御夫婦が不妊治療を受けた際の経済的負担の軽減を図るため不妊治療費助成事業を開始いたします。助成対象は一般不妊治療と生殖補助医療のうち保険診療として行われた治療となっており、子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、安心して有効な治療が受けられるよう積極的に支援してまいります。

次に、高齢者施策についてであります。今年は、団塊の世代全ての方が75歳以上となることから、さらなる高齢者ニーズの高まりが想定されます。本町では高齢者の介護予防、社会参加が図られるよう、音楽を取り入れた介護予防教室や社会福祉協議会等と連携したフレイル予防啓発イベントの開催、また、板野郡5町と医師会が連携した在宅医療・介護連携推進事業では認知症をテーマとした講座を開催するなどこれまで多様な事業を展開してまいりました。今後も様々な取組を継続することで高齢者の健康寿命延伸につなげてまいります。

次に、空き家対策についてであります。今年度、町内全域の空き家の件数や分布状況、不良度等を把握するため空き家実態調査を実施しています。次年度には、この調査結果を基に、空家等対策計画を改定し空き家に関する施策と必要な措置を講じることとしており、老朽化で倒壊する恐れがある空き家の解体を促進するため、老朽危険空き家除却支援事業補助金を交付する事業を展開するなど地域の生活環境や防犯、防災のまちづくりを一層推進してまいります。また、かねてより進めておりました西クリーンステーション再生可能エネルギー設備等導入事業につきましては、今年2月に竣工し運用を開始しております。発災時には非常用電源として活用し災害廃棄物等の受入れ態勢の強化を図るとともに、平時には太陽光発電により温室効果ガス排出の抑制に活用してまいります。

次に、グローバル人材の育成についてであります。先の12月定例会で実用英語技能検定、いわゆる英検の検定料補助金制度の拡充をお伝えしたところでありますが、グローバル人材のさらなる育成を図るため、中学生海外派遣事業において派遣する生徒を12名から16名へ拡充することといたしております。今後も国内外で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

次に、教育環境の充実についてであります。学校体育館は、教育現場での利用だけではなく災害時における地域の避難所としても利用される重要な施設であります。しかしながら近年は、最高気温が35度以上になる猛暑日が増え、危険な暑さにより子供たちの活動が制限される日も多くあります。また、避難所における寒暑対策は良好な生活環境を確保するために必要であると考えます。そこで、これらの対策として、まずは藍住東中学校、続いて藍住中学校の体育館への空調設備の整備を進めることといたします。子供たちの熱中症リスクの軽減を図り地域住民の皆様が安心して過ごせる環境整備を目指してまいります。また、子供たちの学習支援の場として、さらに学力向上を目的とした施策の実施に向けて、農業振興センターを

活用した自習室の試験的設置に取り組んでおります。期間は1月25日から3月29日までとし、図書館開館日の土曜日を利用した全9回の設置を行い、中学生と高校生を対象として御利用を頂いております。これまで5回の実施で延べ57人の利用があり、今後、試行設置をしております図書館の自習スペースと併せて新たな施策に向けた課題等を洗い出したいと考えております。引き続き無限の可能性を持つ子供たちの学びの意欲を後押ししてまいります。

次に、(仮称)世代間交流施設整備事業についてであります。施設の整備方針等をまとめた基本計画案については今年1月に公表し、2月13日までパブリックコメント制度による意見募集を行ったところであります。寄せられた御意見や御意見に対する町の考え方については、町ホームページで公開するとともに、併せてパブリックコメントを踏まえた(仮称)世代間交流施設整備事業の基本計画を策定いたしました。今後は、本基本計画に基づいて事業を推進するとともに、寄せられた御意見を参考にしながら、より良い施設の整備に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、藍の魅力発信についてであります。世界各地の子供たちが協力して大きな絵を完成させるイベント、世界一大きな絵プロジェクトに株式会社ボンアーム協力のもと本町の小中学生が参加しております。天竺木綿を伝統文化の藍で染め上げ、5メートル四方の一枚の大きな絵を制作するもので、中学生が絵を描き、小学生がろうを塗り、ろうけつ染めで仕上げ、今月の完成に向けて取り組んでいるところであります。完成後は総合文化ホールなどでお披露目、展示を行い、今年10月頃には世界各国の子供たちが作った絵とともに大阪・関西万博の会場で展示されることとなっております。大阪・関西万博は、本町の誇るべき文化資源である藍の魅力を国内外に発信する絶好の機会であります。万博へは本町も参加する予定であり、本町が誇る藍の文化を、藍の魅力を、子供たちが描く絵とともに全世界へ発信してまいります。

結びに、冒頭申し上げましたとおり、本町は来月、町制施行70周年を迎えます。これまでの歴史を振り返るとともに、次世代へ誇りをもって継承できる持続可能なまちを創造していくため、さらなる歩みを続けてまいります。このため、まちの将来像を展望し、今実施しておかなければならない事業に取り組むことで持続可能な行財政運営につなげてまいります。

私は、あらゆる世代の皆様に、藍住町に住んで良かった、住み続けたいと思っていただけることが何より重要であると考えており、今後とも、その思いを具現化さ

せるため積極果敢に未来への挑戦を続けてまいります。

以上、私の町政に臨む姿勢と主要施策の取組方針を申し上げましたが、議員各位におかれましては、この意をお酌み取りいただき、今後の町政運営に一層の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして所信表明といたします。

○議長（米本義博君） 日程第４、議第１号「令和６年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第４１、議第３８号「指定管理者の指定について」までの３８議案及び日程第４２、報告第１号「令和７年度藍住町土地開発公社の事業計画について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、これより本日提案いたしました議案のうち主なものについて提案理由を申し上げてまいります。

議第１号「令和６年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、住民税非課税世帯を対象とした国の物価高騰対応重点支援給付金事業に早急に着手する必要があるため、専決処分により歳入歳出予算の総額からそれぞれ１億３，１６０万円を追加し、予算総額を１３４億２，９６０万円とするものであります。

議第２号「令和６年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも２億円減額し、予算総額を１３２億２，９６０万円とするものであります。補正の内容は国の補正予算に対応した経費を計上したほか、年度末が近いことから実績見込みにより歳入歳出の増減に伴う調整を行っております。歳出補正の主な項目は総務費ではシステム標準化事業等で２，０８０万２，０００円減額。民生費では新たに住民税非課税等となる世帯給付金事業、障害者地域生活支援事業等で５，９９６万６，０００円減額。衛生費では予防接種事業費、西クリーンステーション再生可能エネルギー設備導入事業等で１億２，３４２万１，０００円減額。農林水産業費では地籍調査事業費等で２，４９２万２，０００円増額。土木費では橋梁維持費等で３，０４７万円減額。消防費では避難所災害用備蓄品整備費、木造住宅耐震改修事業補助金等で１，９３３万５，０００円増額であります。歳入の主な補正では地方交付

税で2億2,636万6,000円、県支出金で1,828万9,000円それぞれ増額。国庫支出金で6,099万2,000円、繰入金で3億115万4,000円それぞれ減額であります。

なお、繰越明許費として、事業の進捗状況にもよりますが、現時点で16件の事業、総額で約2億500万円を令和7年度に繰り越す予定にしております。

議第3号から議第7号は各特別会計において、実績見込みにより所要の補正を行うものであります。

議第8号「令和7年度藍住町一般会計予算について」は、前年度当初より21億4,000万円の増額となり、予算総額を144億8,000万円とするものであります。歳出の主な項目は総務費では（仮称）世代間交流施設整備事業、システム標準化事業などにより約2億3,000万円増額。民生費では子ども子育て支援補助事業、施設型給付費地域型保育給付費、保育所整備事業などにより約9億4,000万円増額。商工費では物価高騰対策プレミアム商品券事業などにより約1億9,000万円増額。土木費では公共事業等適正管理推進事業などにより約3,000万円増額。消防費では災害物資集配拠点施設整備事業などにより約1億3,000万円増額。教育費では1人1台端末更新事業、学校体育館空調整備事業などにより約6億1,000万円増額となっております。歳入の主な項目は対前年比で地方交付税2億円、国庫支出金約10億2,000万円、県支出金約1億1,000万円、繰入金約3億7,000万円、町債約2億円それぞれ増額となっております。

議第9号「令和7年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について」は、前年度と比較して9,180万9,000円の減額で、予算総額を33億1,671万1,000円とするものであります。

議第10号「令和7年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算について」は、前年度と比較して9,648万4,000円の増額で、予算総額を32億50万2,000円とするものであります。

議第11号「令和7年度藍住町特別会計（介護サービス事業）予算について」は、前年度と同額で、予算総額を1,240万円とするものであります。

議第12号「令和7年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）予算について」は、前年度と比較して4,600万円の増額で、予算総額を5億4,000万円とするものであります。

議第13号「令和7年度藍住町下水道事業会計予算について」は、収益的収入で

は3億8,620万1,000円、収益的支出では3億7,024万5,000円、資本的収入では2億9,308万1,000円、資本的支出では3億9,630万円とするものであります。

議第14号「令和7年度藍住町水道事業会計予算について」は、収益的収入では5億3,827万5,000円、収益的支出では5億2,585万1,000円、資本的収入では502万円、資本的支出では3億1,215万円とするものであります。

議第15号「藍住町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されるほか行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議第16号「藍住町課等設置条例等の一部改正について」は、組織力の強化を目的として総務企画課を分課し、総務課と企画政策課へ課名を変更することに伴い関係条例の一括改正を行うものであります。

議第17号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い本条例の一部を改正するものであります。

議第18号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」及び議第19号「藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、いずれも育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議第20号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第21号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」は、いずれも国家公務員の特別職の期末手当が改定されたことに鑑み、各町の動向を踏まえ議会議員及び常勤特別職の期末手当についても同様の改定を行うものであります。

なお、本2議案につきましては、年度内に改定支給を行うため本日議決を賜りますようお願い申し上げます。

議第22号「職員の給与に関する条例の一部改正について」は、国家公務員の一般職の給与等に係る人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づき本町の職員につ

いてもこれに準じて改正するほか刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことに伴い所要の改正をするものであります。

議第 23 号「藍住町総合文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、電子申請を導入することに伴い使用料を納付する方法及び時期を変更する必要があるため本条例の一部を改正するものであります。

議第 24 号「藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」及び議第 25 号「藍住町体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、いずれも電子申請を導入することに伴い使用料を納付する方法及び時期を変更する必要があるほか貸出し規定を新たに設けるため本条例の一部を改正するものであります。

議第 30 号「藍住町東中富桜つつみ公園の管理及び運営に関する条例の一部改正について」は、電子申請を導入することに伴い使用料を納付する方法及び時期を変更する必要があるため本条例の一部を改正するものであります。

議第 31 号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は、国家公務員の一般職の給与等に係る人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づき本町の企業職員についてもこれに準じて改正することが適当と考えられるため本条例の一部を改正するものであります。

議第 32 号「藍住町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に基づき情報通信技術を利用する方法により町の機関に係る申請、届出その他の手続を行うことができるようにするため条例を制定するものであります。

議第 33 号「藍住町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準については内閣府令で定める基準に従いまたは参酌して定めるものとされているため条例を制定するものであります。

議第 34 号「令和 7 年度中学校教師用教科書等の購入契約の締結について」は、町立中学校における学習指導用に供するため教師用教科書等を購入するにあたり議会の議決を求めるものであります。

議第 35 号「町道の路線変更について」は、起終点を変更する必要が生じた 1 路線を変更するものであります。

議第 36 号から議第 38 号「指定管理者の指定について」は、現在、指定管理者

による管理運営を行っている児童館 7 館、藍住町老人福祉センター藍翠苑、藍住町勤労女性センターの指定期間がそれぞれ満了を迎えるため社会福祉法人藍住町社会福祉協議会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものであります。

以上、本日、提案いたしました議案のうち主なものについて、その理由と概要を申し上げてまいりましたが、予算に関する議案、条例の改正や制定あるいは町道の路線変更など行政運営に関わるもの、住民生活に直結したものであります。何とぞ十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めを頂きますようお願い申し上げます。

また、これらの議案のほか、報告案件として藍住町土地開発公社の令和 7 年度事業計画を添付し報告をさせていただいております。後ほど御覧を頂き、一層の御理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） お諮りします。ただいま上程されました議案のうち、日程第 23、議第 20 号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び日程第 24、議第 21 号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の 2 議案は、町長の提案理由の説明にもありましたように先議事件として早急な議決を要しますので日程の順序を変更し先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第 23、議第 20 号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び日程第 24、議第 21 号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の 2 議案を先に審議することに決定いたしました。

お諮りします。議第 20 号及び議第 21 号につきましては、早急な議決を要しますので、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第 20 号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第 21 号「常勤特別職の給与に関する条例

の一部改正について」の２議案は委員会付託を省略することに決定しました。

議第２０号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条の一部改正について」及び議第２１号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の２議案を一括議題とします。

これより担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前１０時５０分小休

〔小休中に小川理事兼総務企画課長、補足説明をする〕

午前１０時５２分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君） これから議第２０号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第２１号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の２議案を一括して採決します。

お諮りします。議第２０号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第２１号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の２議案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第２０号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に

関する条例の一部改正について」及び議第２１号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の２議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君）　続きまして、ただいま可決されました、議第２０号及び議第２１号を除く議第１号から議第３８号までは先ほど提案理由の説明がありました。上程されております３６議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております３６議案は、会議規則第３９条第１項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託して十分審査をしていただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、議第２０号及び議第２１号の２議案を除く、議第１号から議第３８号までの各議案は、お手元に配りました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（米本義博君）　以上で、本日の日程は、終了しました。

お諮りします。議案調査、委員会審査のため３月６日から３月１７日までの１２日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、３月６日から３月１７日までの１２日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、３月１８日午前１０時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会します。

午前１０時５６分散会

令和7年第1回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和7年3月18日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
3 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博
9 番議員	森 伸二		

2 欠席議員

4 番議員 紙永 芳夫

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 局長補佐 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

上下水道課長

増原 浩幸

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

10番議員 小川 幸英

1番議員 栗島 和義

3番議員 元木 春香

2番議員 新居 純一

11番議員 林 茂

令和 7 年藍住町議会第 1 回定例会会議録

3 月 1 8 日

午前 1 0 時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第 1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは 5 名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可します。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は 1 時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁するようお願いします。

○議長（米本義博君） それでは、まず初めに 1 0 番議員、小川幸英君の一般質問を許可します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 1 0 番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので、一般質問をいたします。理事者は明確な答弁をお願いいたします。

初めに、高齢者対策について伺います。令和 6 年 9 月議会で、要支援、要介護認定を受けられた方へ重度化防止を図る取組について、新居議員の質問に答弁として要支援、要介護認定を受けられた方の運動機能の維持改善については、介護サービスによる機能訓練、リハビリなどで専門職が配備された事業所等を利用することが安全で効果的であると考えているとのことで、町としても要支援、要介護認定を受けられた方が参加しても見守りが整えられることを前提に、既存の介護事業の中から受入れが可能な介護事業を検討しているとのことでしたが、要支援、要介護認定を受けられた方に重度化防止を図る取組はどのようにしていくのか伺います。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 小川議員御質問の要支援、要介護認定を受けら

れた方への重度化防止の取組についてお答えをいたします。本町の65歳以上の第1号被保険者数の推移を見てみますと平成31年3月末時点では8,325人、令和6年12月末では9,149人と5年9か月の間で824人の増加。40歳以上65歳未満の第2号被保険者を含む要支援、要介護認定者数の推移では、平成31年3月末時点では1,438人、令和6年12月末時点では1,624人と5年9か月の間で186人の増加となっております。また、国立社会保障人口問題研究所による本町の令和32年時点における将来推計人口は、令和5年度との比較で4,600人の減少。一方、高齢者人口は、令和5年度との比較で2,386人の増加となることが推計されております。このように、第1号被保険者数、要支援、要介護認定者数の増加傾向が続く中、人口減少、高齢化が進むことが予想されております。介護保険事業におきましては、これら本町の高齢者に関する状況、また、将来像を見定めながら進めているところであり、高齢者の方が自立した自分らしい生活を可能な限り長く送っていただくためには、介護予防、フレイル予防、重度化防止を図るとともに、介護給付適正化を推進することが重要であると考えております。高齢者の皆様の介護予防に対する意識高揚を図り、健康づくりを習慣化していただくことが健康状態や自立状態の維持はもとより、重度化防止にも、効果を発揮するものと考えております。介護予防、フレイル予防への取組といたしましては、運動を主軸とした5種類の教室のほか、認知症予防を目的としてタブレットを活用した脳若トレーニング教室、地域の高齢者が自主的に活動するいきいき100歳体操、老人憩いの家など通いの場でのいきいきサロン、インセンティブを活用したウォーキングポイント事業など高齢者の皆様が御自身の心身状態や興味に応じて選択いただけるよう複数のメニューを提供しております。また、令和6年度から新たに音楽を活用した介護予防教室を開始しており介護予防のさらなる多様化を図っているところです。このうち、65歳以上で5人以上のグループで行ういきいき100歳体操や地域の方が交流を深めたり、体操、健康測定などを行っているいきいきサロンにつきましては、要支援、要介護認定の有無にかかわらず参加していただくことができます。また、脳若トレーニング教室につきましては、これまで要支援、要介護認定がないことを参加要件の一つとしておりましたが、令和7年度から当該要件を除外することを検討しております。次に、介護給付適正化についてですが、介護保険サービスは、要支援、要介護認定区分に応じて日常生活に必要となる支援を提供

するものでありますが、過剰なサービス提供は御本人が有している自立能力を低下させてしまうおそれがございます。このことから、御本人の心身状態に応じて必要となるサービスの選択及び利用回数の適正化が求められます。これらを踏まえ、本町ではケアプラン点検、認定調査事後点検のほか国保連合会と連携した縦覧点検、医療情報との突合などを行い介護給付の適正化に取り組んでいるところです。今後につきましても、介護予防、重度化防止に資する取組を推進してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。重度化防止を図る取組について様々な取組を紹介いただきました。令和6年度12月末の要支援、要介護認定者数の資料を頂きましたが、それによると、要支援1が102人、2が276人、要介護1が259人、2が382人、3が234人、4が199人、5が172人、合わせて1,624名とのことですが、この中で施設利用者は何人いるか伺います。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君起立〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） お答えいたします。令和6年12月の施設サービスの利用者は延べ141人となっております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、野菜、食料品、電気、ガス、灯油代と物価高騰から暮らしを守る対策はどのようにしていくのか伺います。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君登壇〕

◎副町長（河原英治君） 小川議員から、物価高騰から暮らしを守る対策について御質問を頂きました。現在、エネルギーや原材料費の値上がり等により物価高騰が続いております。それにより、高齢者を含む町民の皆様の暮らしや、事業者への影響が続いている状況にあると承知をしております。本町では、物価高騰対策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして3つの物価高騰対策事業を実施することとしております。まず、住民税非課税世帯を対象に、基準

日であります令和6年12月13日現在の住民税非課税世帯の世帯主に対し、2月から1世帯当たり3万円の支給。加えて、当該世帯の18歳以下の児童1人当たり2万円を加算して支給を行っているところであります。引き続き、物価高騰の影響を受けやすい低所得世帯に対し迅速に支援をまいります。また、全世帯を対象に1万5,000円分の商品券を1万円で購入できる物価高騰対策プレミアム商品券事業を実施することとしております。基準日としております令和7年8月1日現在、本町に住民票のある世帯主を対象とし購入を頂いた商品券は、あらかじめ公募により登録をされた町内の取扱店舗で利用することができます。これにより、物価高騰の影響を受ける全ての町民の暮らしと事業者の経済活動を支援してまいります。さらに、様々な事情により在宅で生活することが困難な高齢者等の生活、居住の場である高齢者等入所施設からは、近年の物価高騰により、電気、ガスなどをはじめ様々な経費の増大が施設運営を圧迫していることから支援を求める声が町の方にも寄せられております。そこで、対象施設事業者の申請により、基準日であります令和7年4月1日現在の入所者1人当たり5,000円を支援金として施設事業者へ支給することとしております。これにより、町内に所在する高齢者、障害者入所施設に入所する方の居住の安定に寄与し、施設の運営を支援してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 物価高騰から暮らしを守る対策について伺いました。3つの対策をしていることとのことでしたが、物価高が家計を圧迫し生活保護申請が最多の25万5,000件になっていると聞きます。本町も多くの町民の方が暮らしに困っていると思われるので早急に対策をしていただきたいと思います。

次に、ノリ乗りタクシー券事業について伺います。令和5年、6年度の実績について資料を頂きました。対象者、令和5年度3,163人、購入者数272人、6年度の対象者数5,096人、購入者数381人とのことでした。買わなかった人の声を聞いたところ、「1万円も出して買えない。」、「生活で手一杯。」との声が多かったと思われます。対象者全員に配ってはどうか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君）　お答え申し上げます。まず、御質問で令和５年度、６年度実績等についての御質問で、配ったらどうかという御質問だったかと思しますのでお答えさせていただきます。まず、以前、資料請求いただきまして、まず、令和５年度、６年度のノリ乗りタクシー券事業についてお答えをさせていただきますと、先ほど議員さんおっしゃいましたように、令和５年度の事業対象者数は３，１６３人であり、そのうち２７２人の方が購入されております。タクシー券の販売枚数は１万１，８００枚であり、そのうち１万８７１枚が使用され、タクシー券の利用率としては９２．１パーセントでございました。また、予算につきましては、歳入として６６０万円、歳出として１，４５２万１，０００円を計上しており、執行額といたしましては、収入が３２２万２，５００円、支出が６７１万９，０３７円でございました。次に、今年度の事業実施状況についてでございますが、今年度は事業の対象要件をさらに緩和し７５歳以上の全ての方を対象者といたしております。このことにより、対象者数は令和７年２月２６日時点において、約２，０００人増の５，０９６人となっております。また、そのうち３８１人の方がタクシー券を購入されており、販売枚数は１万６，９８０枚となっております。そのうち令和７年１月末までに、販売枚数の７６．３パーセントである１万２，９５３枚が使用されております。予算につきましては、歳入として９６８万７，０００円、歳出といたしまして２，１００万８，０００円を計上いたしております。それから、それを踏まえ、配布式にしてはどうかという御質問、御提案でございますけれども、事業開始当初は事業対象者全員へタクシー券を配布する方式といたしておりましたけれども同年実施したアンケート調査結果を踏まえ、令和４年度からは必要な方へ販売する方式へと変更いたしました。また、今年度を実施したタクシー券に関するアンケート調査結果では、タクシー券を購入されていない方のうち、購入していない理由として、「タクシーに乗る必要がないから」と答えた方が約７６．８パーセントを占めており、一方で、「タクシー券を購入しなければならないから」と答えた方は２．０パーセントにとどまっております。そのため、来年度も本年度同様に、タクシー券が必要な方に購入していただく方式で継続をしていくこととしております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、タクシー券事業の今後の取組方針について伺います。板野町では 75 歳以上の移動支援としてタクシー料金と自動車などの燃料費を補助するとのことでした。75 歳以上の町民に 1 万 2,000 円分の券を配布する。物価高騰を受け自動車を使うことが多い高齢者にも移動支援の燃料費を補助の対象に加えたとのことですが、車に乗っている方は先ほどもアンケートでありましたようにタクシーはあんまり使わないと思われます。車の燃料費を補助する考えはないか、今後も事業を継続していくのか伺っておきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君、今の質問ですが、これはタクシー券事業の今後の取組という質問で、この物価高騰対策とまた話が違うと思うんですが。

● 10 番議員（小川幸英君） 今後も事業を継続していくのかについて伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。先ほどの御答弁ともかぶる部分がございますけれども、先ほど申し上げましたように令和 4 年度から必要な方へ販売する方式と変更いたしました。アンケート調査結果を踏まえて来年度も今年度同様にタクシー券が必要な方に御購入いただく方式で継続をしていく予定でございます。さらには、来年度からは、これまでの実証実験等の取組を踏まえ今年度の制度内容を軸に本格運用に切り換えていくこととしたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、コミュニティバスについて伺います。海陽町でデマンドバスの実証運用が始まった。本町ではコミュニティバス導入の計画は中止したのか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。コミュニティバス導入計画に関する御質問でございました。海陽町では、定時定路路線の町営バスを 5 路線運行しておりましたが、運行経費の増加や最寄りのバス停までが遠いという御意見を踏まえ、今年 2 月から 5 路線のうちの 1 路線を予約制実証運用として開始を

しております。実証運用される路線は、山間部から公共施設や病院が集中する沿岸部までをつなぐ区間であり、主に山間地域にお住まいの方の利便性を確保するための実証運行であるものと考えられます。本町におきましては、高齢者の移動手段を確保するための支援策を検討するため、令和元年7月に町長と議員の皆さんが北海道音更町にコミュニティバスの視察を行いました。その後、その導入に向けて検討を重ねてまいりました。本町は、海陽町や音更町とは異なり、住宅が町全域に広がり、主な目的地であるスーパーや医療機関も広く分散している状況でございます。そのため、決まった時間に決まった道で運行するコミュニティバスは、バス停が遠くなったり目的地までの所要時間が長くなったりしてしまうなど、非常に利用しづらい交通手段になると判断いたしました。ゆえに、現時点においては、本町にとって最も適した移動支援策はドアトゥドアで移動できるタクシーの利用助成であるという結論に至っているところでございます。一方で、全国の自治体においては日本版ライドシェアや公共ライドシェアの導入が先進的に進められている自治体も出てきております。移動支援策は、コミュニティバスやタクシーの利用助成に限りません。高齢者や普段の移動にお困りの方にとって、より暮らしやすい町となるよう引き続き広く検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、防災対策について伺います。地震洪水の避難所収容人員と取組について伺います。指定避難所一覧表を頂きました。14か所で想定収容人員が指定福祉避難所を含めて9,682人とのことですが、今後、増やす取組はあるか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。避難所の収容人数の現状と使用人数を増やす取組についての御質問でございました。まず、災害時に町民の皆様が難を逃れる施設で町が指定するものとして、指定避難所と指定緊急避難場所の2種類ございます。指定避難所とは、災害の危険性があり、避難した町民の皆様が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅に戻れなくなった方が一時的に滞在することを目的とした施設のことでございます。一

方、指定緊急避難場所とは、津波や洪水などの災害による危険が切迫した状況において、町民の皆様の生命の安全の確保を目的として、緊急に避難する際の施設または場所のことです。御質問の避難所について、事前に指定避難所についての資料請求を頂いております。その資料に基づいてお答えをさせていただきますが、現在、藍住町の指定避難所が7か所、指定福祉避難所が7か所の合計14か所となっております。指定福祉避難所とは、高齢者や障害のある方など避難生活において特別な配慮を必要とする方のために、バリアフリー化や多目的トイレなどが整備された社会福祉施設等を利用して開設される避難所のことです。指定避難所とその想定人数につきましては、資料請求、先ほど小川議員もおっしゃられましたように藍住中学校が1,516人、藍住東中学校が1,447人、藍住東小学校が1,024人、藍住西小学校が825人、藍住南小学校が1,010人、藍住北小学校が1,169人、町民体育館が2,133人で、合計の想定収容可能人数は9,124人となっております。次に、指定福祉避難所とその想定収容人数は、福祉ホーム リズム30人、地域密着型介護老人福祉施設 花どけい80人、特別養護老人ホーム 藍寿苑で72人、小規模多機能ホーム 藍住の家25人、藍住町総合文化ホール226人、中央保育所で104人、看護小規模多機能ホーム 昂23人で、合計の想定収容可能人数は558人となっております。指定避難所と指定福祉避難所の想定収容人数の合計は9,682人となり、町で想定している災害時の最大避難者数の9,400人を上回っている状況でございます。さらには、様々な事情により指定避難所での生活が困難な方などに向けて、東中富桜つつみ公園の芝生広場をテント避難所などとして活用することといたしております。今後も地域の特性や町民の皆様のニーズ、利便性などを考慮し指定避難所の拡充についても検討してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 大地震、大洪水の時は避難者が多く、先ほどの数字でも9,682人とのことでしたが、その避難所に入れない方があふれたときの対策はどのようにするか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。避難所に収容しきれないときの対策についての御質問でございました。大規模な災害が発生した際は、一時的に多くの方が町指定避難所などの安全な場所へ避難してくることが想定されます。昨年発生した能登半島地震におきましても、地震発生直後から1週間程度は非常に多くの方が避難所での生活を余儀なくされたと聞いております。本町の避難所の状況につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、災害時に想定している最大避難者数を超える人数を収容できる避難所の体制となっております。しかしながら、能登半島地震などの最近の大規模な災害の事例を踏まえ、今後はより多くの方を収容できる体制を検討してまいりたいと考えております。具体的には、大規模災害を見据えた町外への広域避難や能登半島地震の際でも有効であった安全な地域への二次避難などの検討であります。例えば、近隣の市町村の避難所等への避難や近隣の市町村に立地しているホテルや旅館などの施設を二次避難所として活用するなどを検討していく必要があると考えております。引き続き、最新の知見などを積極的に活用し対策に取り組んでまいります。また、コロナ禍以降、災害時の避難については避難所に避難することだけが避難ではなく、様々な安全な場所への分散避難について国をあげて周知をしているところでございます。過密状態の避難所は、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスなどへの感染症へのリスクが高まります。そのようなリスクを避けるためにも町民の皆様には、親戚や知人の家、ホテル、旅館など避難所以外の安全な場所への避難についても御検討いただきたいと考えております。本町が設置する避難所への避難だけが避難ではなく、避難とは難を避けることであると御認識いただいて町民皆様自身でも避難先について考えていただきたいと思います。本町といたしましても周知啓発を行い、町民の皆様、地域の皆様と共に取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 携帯トイレ等の備蓄品の状況と取組はどうなっているか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。携帯トイレ等の備蓄品の状況と取組についての御質問でございました。本町における災害時の備蓄体制につきましては、県が策定した南海トラフ地震等に対応した備蓄方針に基づき計画的に整備しているところでございます。この方針では、災害発生後1日目は町民の皆様が持参したもの、2日目は町が備蓄したもの、3日目は県が備蓄したもの、4日目以降は広域支援によるものを活用することとしており、それぞれが準備していく方針となっております。加えて、備蓄計画の基礎となる本町における大規模災害発生時の避難所での最大避難者数は9,400人と想定されていることから、本町では、まずは、9,400人の1日分を目標として各備蓄品目について備蓄数を定め年次的に整備を進めているところでございます。そこで、議員御質問の携帯トイレの備蓄状況でございますが、備蓄目標といたしましては全体で4万7,000回分としており、現在の備蓄数は3万3,600回分となっております。目標数に達していない理由は、保存年限に応じて年次的に備蓄を進めているためであり、引き続き目標に向けて計画どおりに備蓄を進めていくこととしております。本町における災害時のトイレ対策につきましては、携帯トイレだけではなく、仮設トイレやマンホールトイレなども準備しており、それぞれの災害用トイレの特性や被災状況に応じて切れ目なくトイレが提供できるように準備を進めています。さらには、高齢者の方や障害を持たれている方など特に配慮が必要な方が安心してトイレを使うことができるように手すり付きのトイレやオストメイトトイレなども備蓄を進めており、災害時であっても町民の皆様に快適なトイレ環境が提供できるように取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 大地震、大洪水のときに各地区にある老人憩いの家を避難所にしてはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。老人憩いの家を避難所にしてはどうかという御質問でございます。指定避難所の指定にあたっては、災害対策基本法などで基準が定められており、一定の規模や想定される災害の影響が比

較的少ない場所にあること、施設の安全性やアクセスの良さが求められます。そこで、老人憩いの家についてですが、老人憩いの家は1階建てでありますので、津波や洪水時の避難所には適してはおりません。このため、災害の種類ごとに避難所として使用できるかどうかが変わりますので、町民の皆様が混乱する可能性があります。また、施設の面積も比較的小規模な施設でございますので、避難者が一定数集まった際に十分なスペースを確保できるかどうかや備蓄品の保管スペースの確保が課題となります。以上のことから、老人憩いの家を指定避難所とすることは現在のところ考えておりません。が、地域の一時避難場所や集合場所などとするなど、多角的な観点から災害時の活用方法も考えられます。今後、地域の自主防災組織の皆様などからも御意見をお伺いしながら、地域の防災対策を強化するためにも適切な施設や場所についても引き続き検討を進めたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 高齢者や障害のある方など自ら避難することが困難と思われる方の災害時の避難行動要支援者名簿を作成しているが、町が実施する避難訓練への参加促進にどう生かしているのか、その取組について伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。避難行動要支援者の訓練への参加促進についての御質問でございます。東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の割合が約6割、障害者の死亡率は被災地住民全体の死亡率の約2倍と推計されており、高齢者や障害者など特に配慮を必要とする要配慮者への対策が課題となりました。そこで、国では、平時から災害時における要配慮者の避難支援を具体的に想定しておくため、災害発生時の避難行動について特に支援を要する避難行動要支援者の名簿作成などを市町村に義務づけ、支援していく仕組みを構築いたしました。このため、本町におきましても避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報に配慮しながら管理、運用しているところでございます。この避難行動要支援者名簿の活用については、平時においては防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供、災害時には避難支援や安否確認などが想

定されています。平時における活用につきましては、本町ではこれまで民生委員の皆様にご協力いただき、避難訓練や防災フェスへの参加の呼びかけなどを行っており、実際に避難行動要支援者の方に避難訓練に参加していただき、避難支援の課題などを洗い出し検討を進めているところでございます。今後も地域の皆様や関係機関などと連携し、誰一人取り残されることがないように、地域全体で避難行動要支援者を支える体制を強化してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、子育て支援について伺います。子育て世帯の経済的負担軽減策として、阿南市では4月から中学生の給食費を無償化すること。つるぎ町も今年度中に計画しているとのこと。また、勝浦町でも小中学生の給食無償化を1年間延長することです。国は、令和8年度に中学校の給食費を無償化することですが、本町においても子育て支援策として小中学生の給食費を無償化にしてはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 小川議員の御質問に答弁させていただきます。本町の学校給食費は、令和元年10月から据え置いておりますが、近年の食料品やエネルギー価格の高騰により、現在の給食費では質の高い給食の提供が難しい状況にあります。そこで、昨年度に引き続き今年度も物価高騰分を補う経費を一般会計から約3,600万円補填し、保護者負担を変えずに学校給食の充実に取り組んでいるところでございます。議員御質問の学校給食費を無償にした場合、令和5年度決算額では、保護者負担額の約2億1,000万円を町が負担することとなります。無償化については、これまでの答弁と同様となりますが、多額の財政負担が必要となること、また、応益負担をどう考えるかなど、様々な観点から慎重に判断すべきことであると考えており現時点では無償化の検討はしておりません。

なお、今、議員の質問の中にもございましたように、先日の衆議院予算委員会において、令和8年、2026年度から学校給食の無償化の制度化、目指す意向が示されましたので国の実現に向けた動向を注視してまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、町立幼稚園の延長保育について伺います。令和 6 年 11 月 5 日付で、町立幼稚園の延長保育についてお知らせとすることで保護者に通達文書を送っております。内容は、令和 6 年 2 月に実施した子ども子育て支援に関するニーズ調査で預かり保育及び延長保育の利用希望者に関するアンケートでは、預かり保育、午後保育、利用中またはこれから利用する予定の方のうち、有料の延長保育、午後 6 時から 7 時を希望される方は 40 パーセントとのことでした。有料の延長保育、午後 6 時から 7 時利用を希望される方は 40 パーセントで、令和 8 年 4 月 1 日から町立幼稚園で実施している延長保育を廃止する方向。令和 8 年度以降延長保育の利用をお考えの保護者の方は、保育所への入所を検討いただくか、町立幼稚園に入園される場合は、午後 6 時までにお迎えいただくこととなりますとの通達文書を送っております。その意図は何だったのか伺います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 小川議員の御質問にありました町立幼稚園の延長保育について、令和 6 年 11 月 5 日の通知文書の意図という御質問でございました。答弁させていただきます。町立幼稚園における園児数は減少傾向にあり、延長保育の利用者数も減少していますが、人員不足のため延長保育を担当する職員の時間外労働が常態化しております。また、特別支援を必要とする園児は増加傾向にあり加配職員も慢性的に人員不足となっております。教育委員会としましても会計年度任用職員の募集などを行っておりますが、これら人員不足の解消には至っておりません。一方、福祉課においては、町の保育施策として、令和 8 年 4 月に向けて既存施設の充実や 4、5 歳児の受入れを拡充するための環境整備を進めております。これらのことを踏まえ、町立幼稚園で実施しております午後 6 時から午後 7 時までの延長保育を令和 8 年 4 月 1 日から廃止する方向で調整を進めることといたしました。このため、この 4 月に入園される予定の 4 歳児の保護者の方には、幼稚園や保育所などの施設を選択いただく時期までに事前にお伝えすべきであると考え、お知らせをお送りしております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

● 10 番議員（小川幸英君） 再問します。延長保育について、今、答弁いただきました。町長は議会の冒頭、子育て支援について全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭が多様な働き方やライフスタイルに関わらず支援が受けられるよう取組を進めていくとのことでしたが、藍住町は幼保一元化として同じ教育全体で、幼稚園で同じ教育をしていく取組を進めてきた経過があります。また、それが保護者の間でも信頼されてきたと思いますが、町長の考えと少し違うのではないかと思います。また、延長保育の廃止について保護者の方に説明はしたのか伺います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 小川議員の再問にお答えさせていただきます。まず、町の施策として保育所施設の環境整備に取り組んでおります。こういった中で、令和 8 年度には受入れ可能な保育体制が整うことから今回の方針とさせていただきます。また、令和 8 年度に保育所への転所を希望される保護者がいる場合は、福祉課への引継ぎ等も協議してまいりたいと考えております。保護者への説明につきましては、事前にお知らせをお送りしており、1 月下旬から 2 月上旬に、各園で実施いたしました入園説明会でもそういった質問等は無かったと聞いております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

● 10 番議員（小川幸英君） 再々問いたします。保育所も民間に委託して、藍住町、町自体の人が中央保育所で 40 人ぐらいということです。また、幼稚園も今後、民間のほうに任すのか、そういう施策はあるんですか。お伺いします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 現在、藍住町立幼稚園 4 園ございます。今後の方針につきまして、現在のところは変更する予定はございません。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、水道管の耐震化について伺います。1 月 18 日に起こった埼玉県八潮市の県道陥没事故をはじめ、千葉県の市道で水道管が破裂、

道路に穴が開き、水が１０メートル吹き上げる等の各地で下水道管や水道管の腐食が原因の事故が起こっているが、本町の水道管の耐震化の現状と対策はどうなっているか伺います。

○議長（米本義博君） 増原上下水道課長。

〔上下水道課長 増原浩幸君登壇〕

◎上下水道課長（増原浩幸君） それでは、水道管の耐震化の現状と対策について答弁をさせていただきます。初めに、本町の基幹管路について御説明をいたします。基幹管路とは、導水管、送水管及び配水本管の総称であります。配水本管は、水道事業者の規模、配水区域の広がりや市街化の状況、配水管路の口径、流量や配置状況等を勘案して、水道事業者において適切に定めるものとなっております。本町では、導水管及び口径１５０ミリ以上の配水管を配水本管と定め、基幹管路としております。次に、基幹管路の水道管耐震化の現状を申し上げます。令和５年度末の基幹管路総延長８４キロメートルのうち、耐震型及び耐震適合型管路の延長が１４．５７キロメートルと、耐震適合率は１７．３４パーセントとなっております。令和４年度末の耐震適合率１６．３７パーセントと比較いたしまして、０．９７ポイントの上昇となっております。今後、令和９年度に耐震適合率２０パーセントを目標に非常時でも良質で安全な水の提供ができるよう、指定避難所など重要施設への管路を耐震管に布設替えをする計画を中心に、水道管の老朽化、耐震化対策を進めてまいります。

なお、建設改良予算につきましては、毎年、耐震性のある水道管への布設替工事費を１億円程度計上しております。また、水道施設の耐震化を加速させる目的で国の補助金について整備が進められているところであります。現在、県に対しまして本町の現状を説明し補助金の採択要件に合致する事業につきまして相談しているところであります。今後も建設費等の増嵩が懸念されるところではありますが、基幹管路の耐震適合率の向上を図り、ライフラインとしての水道水の安定供給に努めていきたいと思っております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君） ９年度に２０パーセントを目標にするということですが、今、全国で話題になっておりますので早急にしていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君）　ここで小休します。再開は、11時5分からです。

午前10時57分小休

午前11時5分再開

○議長（米本義博君）　小休前に引き続き、会議を再開します。

次に1番議員、栗島和義君の一般質問を許可します。

栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君）　栗島和義でございます。議長の許可を頂きましたので通告書に従い一般質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。それでは、質問に移らせていただきます。まずは、心の健康についてでございます。近年、心の病気は増えておりまして、生涯を通じて5人に1人が心の病気にかかるともいわれております。心の病気は特別な人にかかるものではなく、ストレスなどが積み重なることがきっかけとなる場合もあり、誰でもかかる可能性があります。私たちの社会では、子供、若者、働き盛り、高齢者などライフステージを問わず、心の健康を損ない、本来得られる質の高い生活を失っている人が数多く存在しております。また、心の健康と社会とのつながりには相互性があり、例えば、コミュニティからの孤立は心の健康に影響を及ぼし得るし、心の健康を損ねている人は周囲との関わりを避けがちになります。とりわけデジタル化、パンデミックによる環境変化、これらに伴う孤独、孤立の深刻化などを経験する現代社会では、相手が顔見知りであろうと、見ず知らずの他人であろうと、私たちの無関心や偏見がその人の心を傷つけ得る。反対に、私たちの気づきや寛容さが、その人の心を時には命をも守るかもしれません。このように心の健康は全ての人に関係があり、私たちの社会においても大切なテーマである一方、身近な課題であると考えております。その上で、先ほども申しましたが、ここ近年、年齢を問わず心の病気は増え、第2の現代病ともいわれておりますが、適切な診断、治療が遅れると重症化につながります。気分が落ち込んだりストレスを感じることは自然なことですが、このような気分やストレスが続いてしまうと心の調子を崩してしまう原因にもなり得ります。さらに、心の不調は、周囲の人に気づかれにくく、自分からも伝えづらいため、回復に時間がかかってしまうこともあるわけです。そ

こで、こうした心の健康についてのメンタルヘルス対策として、現在、本町では町民の皆様、また、町職員の皆様に対しまして、どのような取組を行っているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君登壇〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） ただいまの栗島議員の御質問に答弁させていただきます。町民の皆様、また、職員に対するメンタルヘルス対策は、議員のおっしゃるとおり、大変重要だと考えております。心の健康が損なわれるとストレスや不安、うつなどの心の病気にかかりやすくなります。心の病気は誰でもかかる可能性があるのも、身近な人に相談あるいは心の相談窓口につらい気持ちを伝えることも大切です。また、誰かに自分の思いを話すことで気持ちの整理がついたり、心が軽くなる効果もあります。まず、町民の方への主な対策ですが、健康増進法、自殺対策基本法に基づくものとなりライフステージに応じた取組を心がけ一人一人が自らの心の不調に気づくことができるような普及啓発活動、また、保健指導などによる個別支援対策、そして多くの町民の方にメンタルヘルスに関連する相談窓口を知っていただくための広報活動を行っております。具体的には、子供の健康には乳幼児健診等で、問診時のアンケートや保護者に対する情報提供と個別相談などの直接的な対応のほか、今年度は教育委員会の協力を得て、保護者を通じた心のセルフケア動画の紹介、中学生には心の健康に関するパンフレットの配布を行いました。町民全体には公認心理師による心の健康についての講演会を実施、町広報では心の健康に関する記事掲載も行いました。広報活動として、相談窓口のパンフレット等もSNSを含め様々な機会を使って掲載、または設置するようにしています。また、自分の心も大切にしたりメンタルヘルスにつなげるための媒体として本も一つの手段となります。3月は図書館の協力を得て、毎年、命に関する図書展を実施しております。命の大切さをテーマに厳選した書籍をたくさん展示しています。親子で読んでほしい本がいろいろありますので、ぜひ、図書館に足を運んでいただきたいと思います。このように、町民を対象とした取組は創意工夫を図りながら今後も進めたいと考えております。次に、本町職員へのメンタルヘルス対策としまして、メンタルヘルス相談窓口の設置、ストレスチェック及び研修を実施しております。まず、メンタルヘルス相談窓口につきましては3か所あり、直接個人で相談することが可

能です。また、藍住町メンタルヘルス支援事業業務委託事業所による役場での面接相談も毎月1回実施しており、本人の希望がある場合をはじめ、ストレスチェックにおいて高ストレスとなった者、病気休暇や休職から復帰した者などにも積極的に声掛けを行い面接相談の利用を推進しています。また、メンタルヘルスを損なう要因の一つにハラスメントがあります。メンタルヘルス相談窓口と併せてハラスメント相談窓口も設置し職員に周知を行っております。研修につきましても、藍住町職員研修計画に基づき年1回、職場環境研修を実施しております。今後も職員が心身両面の健康を保ち、より良い行政サービスが行えるよう取組を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 現在、心の相談窓口や様々な啓発活動、また、職員研修、ハラスメント、メンタル相談窓口など、様々な取組をいただいているとの御答弁でした。やはり、誰かに話す、また、相談することは非常に大切であると考えますが、一方で、心の不調に関しては体の病気などと比較して、やはり周囲への相談や通院にためらいを感じてしまうような方も多いのではないのでしょうか。眠れない、気力がない、イライラする、体の不調が続いている、食欲がないなど、気がつきつつも、ついつい頑張りすぎてしまう、無理をしてしまう、このような状態が続くと心と体が疲れ切ってしまい、そのバランスも崩れてしまいます。やはり少しでも心に不安を感じたら、早い段階で相談や支援につなげられるような取組が必要であると考えます。そこで、そのような取組の一つとして、手軽にメンタルヘルスチェックができる、こころの体温計というものがございます。このシステムは、御本人の健康状態や人間関係、生活環境などについて、いくつかの簡単な質問に回答することで、自身のストレス度や落ち込み度が、水槽の中で泳ぐ金魚や水槽の水の透明度、水槽の周りにいるキャラクターなどで心の健康状態を分かりやすく表すものであります。パソコンやスマートフォン、タブレットなどから手軽に無料でチェックができ、御本人のみならず、大切な心の健康状態を御家族や身近にいる方の目でチェックすることができるメニューや問題のある飲酒をしていないか知ることができるアルコールチェックモードのほか、産後のママを対象にした赤ちゃんママモード、さらに睡眠障害のチェックなど様々なチェックリストがあります。そうして、

顕在化した心の健康を損ねた方に、その場でチェックした結果に基づいてリンクした相談窓口の情報をお知らせするシステムです。先ほども申しましたが、心の病気は誰でもかかり得る病気です。だからこそ、心の不調を感じたらメンタルヘルスチェックを行い、体の病気と同じように早い段階で相談や様々な支援につながることを、この、こころの体温計を本町としても導入すべきではないでしょうかと考えますがいかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君登壇〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） ただいまの栗島議員の御質問について答弁させていただきます。議員から御提案のあった、こころの体温計ですが、体の体温を測定するように手軽に自分の心の様子を見ることができるツールで、自分自身や対人関係、落ち込み度など、ストレスが可視化される誰でも簡単に使えるメンタルチェックシステムであると承知しております。自分では気づかないことも絵や色で表現されると早めにセルフケアにつなげることができる利点があるかと思われます。町としては、今現在、相談支援のサポートが必要な方には相談窓口の情報がしっかりと届くようにし、また、同時に心の健康を損なう方をできるだけ減らしていくための情報発信も行っていきたいと思っております。こころの体温計は、そのうちの重要な選択肢の一つとして捉え、今後どのように取り組んでいくかを検討してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） こころの体温計、導入に向けまして検討していくとの御答弁を頂きました。やはり、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる社会の構築へ向けた施策をしっかりと押し進めていただきたいと申し添え、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、災害時避難所となる学校施設の防災機能の強化について御質問いたします。近年は全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性が高まっております。2018年の夏には、学校で小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きております。また、激甚化、頻発化する自然災害において避難所となる体育館に空調設備が整備されていないことなどから、被災後の避難生活の

疲労やストレスで亡くなる災害関連死の割合も残念ながら増加しております。そこで私は、令和6年第2回定例会におきましても、本町の小中学校体育館への空調設備の必要性について一般質問をさせていただきました。国際赤十字が提唱する最低基準、スフィア基準の項目でも避難所については、最適な快適温度、換気と保護を提供するとあり、このような問題意識から安全安心な教育環境と避難所の環境整備について大幅な加速が求められております。本町におきましては、本定例会開会日に、高橋町長より、まずは藍住東中学校、続いて藍住中学校体育館への空調整備を進めるとの所信表明がありましたが、改めて小中学校体育館への空調設備の整備に向けての現状をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。本議会開会の町長所信表明でお伝えしたとおり、学校体育館は教育現場での利用だけでなく、災害時における地域の避難所としても利用される重要な施設であります。そこで、まずは藍住東中学校、続いて藍住中学校の体育館への空調設備の整備を進めることとし、令和7年度一般会計当初予算に整備にかかる費用を計上させていただいております。先の12月議会では、藍住東中学校体育館空調機器整備にかかる補正予算を御承認いただきましたので、現在、受託者において基本設計、実務設計業務に着手しております。

なお、藍住町立小学校につきましても、今後、空調設備整備に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再問いたします。小学校体育館への空調設備についても協議を進めていくとの御答弁でありましたが、災害というのは本当にいつ起こるか分かりません。南海トラフ地震におきましても今後30年以内に発生する確率は80パーセントと高くなっており、いざ災害が起こったとき、季節によれば、空調設備が整っている施設に避難者が集中することもあるのではないのでしょうか。さらに、国の空調設備整備臨時特例交付金の補助時限は令和15年度までとなっております。そこで、中学校体育館の空調設備に加えて各小学校におきましても、

このタイミングで早急に整備に向けた計画を進めていくべきであると考えますがいかがでしょうか。再度御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 再問にお答えさせていただきます。議員御指摘のとおり、国は学校施設の避難所機能を強化させるために、令和6年度補正予算で空調設備整備臨時特例交付金を新設しております。こちらは、質問の中にもございました令和15年度が補助時限となっており、空調設備の整備工事と併せて実施する断熱工事が翌年度であっても対象となるなど比較的柔軟な要件であることから、小学校の空調設備の整備事業へのこの交付金の活用について、町の財政、防災担当とも協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 先ほどもありましたが、政府は2024年度補正予算で学校体育館の空調整備に779億円が計上され、空調整備する自治体への特例交付金を新設し、関連工事を含めた費用の2分の1の補助などを確定しました。また、臨時特例交付金の補助要件として、断熱性能の確保につきましては、後年の実施が可能となり、内容といたしましても建物の実情に応じて経済性に配慮した効果的な断熱、遮熱対策をするものであり、必ずしも過度な対策をしなければならないものではありません。屋根に遮熱塗装を行ったり、天井や窓に断熱、遮熱効果のあるフィルムを貼ったりすることにより、短期間かつ安価に断熱性能を確保した事例もあります。このように、国の予算が確保され、整備の加速化に向けた取組が行われているわけでありますから、後は、我々自治体が連携し、直ちに全ての小中学校への空調整備を進めるときであると考えます。先ほど、藍住東中学校体育館への設計業務に着手しているとの御答弁を頂きましたが、せっかく新たな交付金や補助金を活用し整備を進めるわけですから、単純に従来の一般的な体育館の体育館型のエアコンを設置すればよいという発想ではなく、本町の学校体育館への空調整備は、空調効率の最適化や導入時のコストだけではなく、ランニングコストの比較、さらには、2050年のカーボンニュートラル達成に向けた脱炭素化に資する設備など、最新の技術や先進的な導入例についてしっかり研究し、比較検討するべきであると考え

ます。例えば、一般的な吊り下げパッケージエアコンや床置きパッケージエアコンだと一定時間ごとに空気の入れ替えが必要となり、空調効率が犠牲となります。一方、置換空調方式を採用した空冷パッケージエアコンだと外気100パーセント導入で窓開けによる換気が不要となり、短時間で冷暖房された空気が体育館の隅々まで行き渡ります。また、災害時には多くの場合、停電が想定されます。避難所となった体育館にエアコンがあっても停電で稼働しなければ意味がありません。電力の復旧が長期化する場合もあります。平時から非常用の発電機の併設を検討することも効果的だと考えます。その際、重油や軽油を燃料とする発電機よりも災害時においても比較的運搬しやすい、すなわち継続したバックアップが期待できるガス発電機やガス空調設備を検討することも選択肢の一つだと考えます。このように、国や県、他の自治体とも連携をし、体育館の空調施設の最新の技術や事例を参考にしっかりと研究し比較検討をすべきだと考えますがいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。先の答弁で申し上げたとおり、現在は藍住東中学校体育館空調機器整備にかかる基本設計、実施設計を進めております。業務完了後、成果物である空調方式検討書などにより、ランニングコストを含むライフサイクルコストや工事期間、災害時の稼働方式、さらには断熱仕様等も踏まえた多方面からの比較検討を行っていくこととしております。また、近年、体育館の空調整備を進めている自治体も多く、議員御指摘のように最新の導入事例等も研究しながら比較検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 続いて、子どもにやさしいまちづくり事業の推進について質問をいたします。子どもにやさしいまちづくり事業は、子どもの権利条約を自治体レベルで具現化するためのユニセフが提唱する世界的な運動であります。日本においても、子供と最も身近な行政単位である市町村等で子どもの権利条約を具現化する活動として日本ユニセフ協会が中心になって推進しております。その特徴は、「“まち”の人々がみんなでみんなの“まち”を作っていくこと、とりわけ、

子どももまちづくりの主体、当事者として位置づけること」であります。そして今、日本の自治体でもこの取組が広がっております。１９９４年に日本も批准しています子どもの権利条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の４つが子供たちが持つ基本的な柱とされています。子供が１人の人間として扱われ、社会と関わることなしに、安全安心で持続可能な地域の未来はありません。そこで今回は特に参加する権利の推進について質問をいたします。子どもの権利についての教育や啓発活動の積極的な推進について、宮城県の富谷市では、子どもにやさしいまちは担当課だけではなく市役所全体で取り組まなければならないということで、２０１８年５月に富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議を設置いたしました。この富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議において、子供にやさしいまちについて議論を続けた結果、２０１８年１１月に子どもの権利条約の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利に基づいた４つの柱からなる、富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言を行いました。この宣言は外に向けて発信することで、市の職員や子供に関わる人々のみならず、市民の皆さん一人一人に子どもの権利を大切にするという考えが広まり、町全体で子供に優しいまちづくりへの機運が醸成されたと伺っております。このように、子供たちやその関係者に子供のための権利についての教育や啓発活動を積極的に行い、子供たちが自分の権利を理解し、自分で自分の権利を守るための行動を促す社会環境の整備は大変に重要であると考えます。子供たちに優しいまちづくりは、ひいては、お年寄りや女性をはじめとする全ての人に優しいまちづくりへとつながります。そこで、本町においても、子どもにやさしいまちづくり宣言の制定や庁内連携会議の立ち上げ等の取組により、地域ぐるみで子どもの権利についての教育や啓発活動を積極的に推進すべきと考えますがいかがでしょうか。御見解をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問に答弁をいたします。子供に優しいまちづくりへの取組は、全国自治体でも条例や憲章の制定、宣言といった様々な形で進められており、子供たちが幸せに暮らすことのできるまちの実現を目指すものであると認識をしております。子供に優しいまちとは、子供たちが社会の一員として自ら考え意見を表明しその意見が尊重されるまちであり、まちづくりを推進するためには、

行政や保護者、地域など子供を取り巻く全ての大人たちが子供の権利を守るための取組を進めていかなければなりません。今後、具体的な取組にあたりましては、先進自治体から情報収集していくことになりますが、まずは町が策定する総合計画や子ども計画などで、子供たちを真ん中に捉えた基本的な考え方や姿勢を示してまいりたいと考えております。また、庁内連携の強化や大切な権利を保障するための教育啓発活動につきましても、子供たちの未来がより良い方向に向かうよう積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 大人はともすると、子供を受益者と位置づけ、子供に対して善意を施すこと、つまり、助けてあげる、守ってあげる対象として子供を捉え、これを優しいとしてしまいます。しかし、子供を権利の客体として捉えることに加え、権利の主体として自分が考えていることや思うことを言えること、そしてそれを聞いてもらえることにより、自分に自信を持ち社会への積極的な参加意識を持てることが同じように大切であり、それを実現するのが子供に優しいまちなのだと考えます。子供たちが意見や考えを表明する協議の場を作ることは、子供の自己肯定感や主体性などの人間力を育むことにつながります。また、まちづくりの方針を決定する場に地域の未来を担う子供たちを積極的に参加させることは、自分の思いを整理し友達や大人の意見を尊重する等、一人一人のコミュニケーション能力を磨く絶好の機会にもなります。子供たちのまちづくりへの参加は、子ども家庭庁の調査研究におきましても、子供の意見を聞くことで子供の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることや子供にとって自分たちの声によって社会に影響を与える経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資するという御報告もございます。また、先ほど申しました子どもの権利条約、これの12条において、「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。」とあります。私たちは、子供たちが自身の声を伝え、社会に参加できる機会をつくり、子供の声が大切にされる環境づくりに取り組んでいかなければなりません。そこで、本町におきましても子供のための事業等の方針を決める際、まずは当事者である子

供たちが積極的に議論に参加できる仕組みや制度を整備することは、大変に有意義であると考えますがいかがでしょうか。御見解をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問に答弁をいたします。令和５年４月に施行されたこども基本法では、子供施策の基本理念の中で、全ての子供が意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会を確保されることが明記され、幅広い子供施策に関する基本的方針を定める上で、子供、若者の中から積極的に意見を聞き、それを反映するための必要な措置を講じていかなければならないと示されております。町としましては地域の未来を担う子供たちが、自分たちのことを積極的に考え、議論の場に参加することは大変重要なことと認識をしております。そこで、今年度は、第３期子ども・子育て支援計画の策定にあたり、小学校５年生の児童、中学校２年生の生徒約７００名にニーズ調査を行い、子供の声を聞く取組を進めたところでございます。また、来年度に策定予定の第６次総合計画におきましても、町内中学校２年生の生徒約３００名を対象にアンケート調査を実施し、子供の意見を計画に反映することとしております。今後、子供たちが積極的に議論の場に参加できる仕組みを整えていくことに関しましては、大人の一方的な意見を押しつけたり、その意見に左右されることがないように、安心して意見を述べることのできる場の創出に努め、こどもまんなか社会の実現への取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●１番議員（栗島和義君） 再問いたします。子供たちが安心して意見を述べることのできる場の創出に努めていくとの御答弁でありましたが、具体的にはどのような取組を行う予定なののでしょうか。現時点で構いません。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 再問にお答えいたします。町としましては、これからの取組でございます国や県などが実施する、こども会議なども一つの方法と考えておりますが、他の自治体では、ホームページでの伝言板開設や町への手紙事業など

の取組が実施されておりますので、こうした例を参考に進めてまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） まちの宝、未来の宝である全ての子供たちが、将来にわたって、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、しっかりと施策を進めていただきたいと申し添え、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は、午前11時47分です。

午前11時43分小休

午前11時47分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に3番議員、元木春香君の一般質問を許可します。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 議長の許可を頂きましたので一般質問を始めます。まず、本町職員の労働時間の現状と負担軽減に向けた対応、取組についてです。現在、地方公共団体では、若手職員の離職や公務員志望者の減少といった人手不足が顕在化し深刻な社会課題となっています。その背景には、根本に業務量の削減が難しく、長時間労働の常態化があげられており、さらに、今年5月26日、施行予定の改正戸籍法により氏名の読みがな記載が義務づけられることで業務負担のさらなる増加が懸念されています。また、藍住町は徳島県内の町村の中で最も人口が多く、人口密度も県内で2番目に高い地域となり、総務省の調査では、本町の一般行政部門における職員数は、類似団体の中で人口1万人当たりの職員数が最も少なく、非常に厳しい職員数であることも表しています。待機児童や不登校など、当然ほかにも課題はある一方ですが、藍住町では、商業施設や医療機関も充実しており、特に子育て世帯にとって住みやすいベッドタウンとしては、私自身も実感しているところです。そうした中で、地域のまちづくりや国の政策によって大きく影響を受けるのがまさに現場の窓口となる行政職員となり、世帯ごとに異なる価値感やニーズが混在する中で、職員への負担や配慮も当然ながら考慮して対応していく必要があります。今回はその限られた職員数の中で、藍住町が現在どのような考え方や対応をしてい

るのか、そして今後の取組についてお伺いしたいと思います。まず、初めは時間外労働についてです。今回の一般質問に先立ち、庁舎内の常勤一般職員を対象とした時間外勤務の状況について資料を御提出いただきました。その結果、令和５年度及び令和６年度１２月までに月平均４５時間を超える部署が複数あり、また、令和５年度には１００時間を超える部署も確認されました。藍住町の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第９条の２第１項では、任命権者が職員に時間外勤務を命じる際は、上限時間を超えない範囲で必要最低限の勤務を命じるものと定められています。また、第５項では、上限時間を超える場合には、職員の健康確保に最大限配慮するとともに、６か月以内に要因の整理、分析、検証を行うことが義務づけられています。こうした状況を踏まえて、本町における時間外労働の現状の確認と職員の負担軽減に向けた今後の対応や取組について御質問します。まず１つ目に、令和５年度と令和６年４月から１２月まで、それぞれの期間に庁舎内に勤務されている職員の勤務時間、休暇等に関する規則第９条の２第５項に定める要因の整理、分析及び検証を行った職員と部署の実数を教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。職員の勤務時間、休暇等に関する規則第９条の２第５項に定める要因の整理、分析及び検証を行う対象となる部署数と職員数については、令和５年度が３部署で１２名、令和６年１２月までが２部署で７名となっております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●３番議員（元木春香君） 今、御答弁いただいた職員の時間外労働に対して、規則に定める要因の整理、分析及び検証が行われたと思いますが、特定の職員や係に業務が集中している状況はなかったのか。また、業務配分に偏りがあった場合、分析等の結果をどのように活用しているのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。特定の職員や係の業務が集中している点につきましては、その業務が一時的あるいは時季的な要因に帰

するところが多分にあると考えております。その一方で、業務全体を通して、ある特定の個人に業務が偏っていることが見受けられる場合には事務分掌の見直しなどを行っております。人事担当課といたしましては、それら業務量を踏まえ、組織全体として定期人事異動により人員数を見直すなどの対応を行っております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。今、御答弁いただいた対応分析結果はどのような手法で行われましたか。該当する職員自身にヒアリング調査などを行われた結果なのか、もしくは、管理職の方のみへの確認をされたのか教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。手法といたしましては、該当部署の所属長により、時間外勤務の要因及び対策等を行っているところでございます。職員自身へのヒアリングにつきましては各所属長において、人事評価、面談も含め、必要に応じて行っているものと承知いたしております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。各部署ごとで配置されている職員数に対して時間外労働している職員数は、庁舎全体で見ると大きな差はなかったんですけども、特定の部署のみ稼働している職員数に明確な違いが見られました。この状況について、該当する管理職の方はどのように認識をされていますか。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。まず、該当の特定部署については、その業務が他律的業務の比重が高い部署でございます。そのため、その業務が一部の係職員に一時的に集中しているものと認識いたしております。しかしながら、一時的とはいえ、職員の負担軽減の観点から、業務全体を見て可能な限りタスク分割し業務を割り振るなど業務の平準化を図っていく必要があると考えて

おります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 御提供いただいた時間外勤務の状況についての資料には、管理職の労働時間は含まれていませんが、管理職は時間外労働を職員に命じる場合、どのように業務内容を把握、管理し、また、職員の時間外労働をどのようにしてサポートしているのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。管理職は常に所属部署の職員の状況を把握するように努めており、業務内容等を総合的に判断し、必要と認められる場合に時間外労働を命じております。管理職の職務はマネジメントであり、限られた人員の中で、いかに業務が滞りなく遂行していけるかを考慮した上で業務を割り当てるとともに、業務配分が適切になされているかを随時確認し、必要に応じて改善していくことだと考えております。そのため、年度途中であっても業務量に偏りが見受けられた場合は、面談等の実施等により状況を把握し、業務配分の見直しや担当替えなどを行うなど適宜対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。職員が時間外労働を行った際は、管理職の方は、職員が退庁するまで常に在席はされていると認識していいですか。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。まず、職員には職員の仕事が、そして管理職には管理職としての仕事がございます。管理職の仕事は、業務の進捗状況の確認などのマネジメントであると考えております。ですので、在席すること自体が管理職の仕事ではないと考えております。その上で申し上げますと、管理職が在席しているかどうかという点については、その業務自体の状況によって異なってくるかと思えます。例えば、何かトラブルが発生した場合であるとか、あ

るいは災害等緊急事態が発生した場合など、管理職の対応が必要である場合は、当然に在席をいたしております。また、管理職は常に業務全体を見て、その進捗状況に応じて適時、適切な指示を行い、課内全体の最適化に努めることが重要であると考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 昼食のために休憩します。再開は、午後 1 時からとします。

正午小休

午後 0 時 5 9 分再開

○議長（米本義博君） 一般質問を再開します。

質問者は質問を続けてください。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

● 3 番議員（元木春香君） 続いての質問にまいります。総務省が公表している時間外労働の状況によると、本町の職員の年平均時間外労働時間は、令和 4 年度に 1 8 0. 5 時間と徳島県内の自治体で最も長く、令和 5 年度においても 1 6 0. 8 時間と減少したものの県内で 2 番目に長い状況でした。ほかの自治体と比較しても依然として職員の労働時間が長時間化している状態が見受けられますが、このような状況を踏まえ、本町として、この長時間労働の実態をどのように、認識し今後の改善に向け、どのように対応していくのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。時間外勤務については、令和 5 年度と令和 6 年度の 1 人当たりの時間外労働時間を比べると、全ての部署において減少しております。しかしながら、徳島県内の他の自治体に比べ、年平均時間外労働時間が長い状況が依然として続いており、組織全体として人員配置も含め対策が必要であると考えております。もとより、時間外勤務をゼロにすることはできません。が、ゼロに向けて縮減することは可能であると考えます。その意味で、今後より一層、事務事業の見直し効率化を徹底するとともに、個々の職員の能力向上や人材育成にも努め、長時間労働の是正も含めた働き方改革の推進を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、年次有給休暇の取得状況についてです。年次有給休暇は1月から12月の1年につき20日間取得ができ、最大20日間の繰り越しが認められており、1年で40日分の取得が可能です。若年層の離職の増加や長時間労働の問題が深刻化する中、労働環境の改善が求められておりますが、その一環としても、職員の個々の事情に応じた多様な働き方を認める姿勢や意欲や能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要となり、働きやすい環境づくりにおいて年次有給休暇の確実な取得は欠かせない取組になります。総務省の調査によると、徳島県内の自治体の年次有給休暇の平均取得日数は、令和4年度が11.6日となり、本町は9.5日、令和5年度は、県平均13.6日に対し、本町は12.3日と下回る状況にあり、他の自治体と比較しても取得率が低い傾向にあることがわかります。このような状況を踏まえ、本町における年次有給休暇の取得状況についての認識と取得促進に向けた今後の取組についてお伺いします。まず、本来であれば、本町全ての職員が取得できるはずの年次有給休暇はきちんとした形で付与されているのか教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。年次有給休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条、第12条の規定に基づき適切に付与しております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 質問に先立ち、本町の庁舎内に勤務されている常勤一般職の部署ごとの年次有給休暇の取得状況について資料も提出していただきました。所属する部署によって取得日数に開きが確認できましたが、どのように分析されているのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。所属する部署によっ

て、年次有給休暇の取得日数に開きがある要因につきましては、4月の人事異動により、年間を通じて良好なワークライフバランスが実現できていないケースや、子の看護休暇や夏季休暇などの特別休暇を優先的に取得しているケースがあると考えております。また、各職員間、職場において、有給休暇を取りづらい環境や組織風土はなかったのかといった点も重要であると考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。年次有給休暇のそういった取得状況については、各課の管理職、副町長、町長は、これまで把握はされていなかったか。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。把握しているものと承知しております。以上です。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次の質問にいきます。民間企業では、年次有給休暇を年間5日間取得することが義務づけられています。御提供いただいた資料によると、本町においては5日間の有給休暇を取得できていない職員がいることが確認できました。地方公務員法第14条第1項には、地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が一般情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとの規定があります。この状況を踏まえ、本町において年次有給休暇の確実な取得を促進するために、どのような措置をとられているのか教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。年次有給休暇の取得促進の取組といたしましては、4月末から5月初めの大型連休期間や、7月から9月の間で取得可能な夏季休暇に合わせて、計画的かつ積極的に有給休暇が取得できるよう全職員に対して周知をしているところでございます。しかしながら、休むと担当業務に支障が出る、休むと同僚や上司に迷惑がかかる、年休を取りにくい雰囲気

気がある、といった休みにくい状況や意識があると取得促進につながらないため、職場の業務改善やチームで仕事をフォローし合う体制の確立など職員が休暇を取りやすい環境づくりも重要であると考えております。引き続き、有給休暇の取得促進と休暇を取得しやすい職場環境づくりに努め、全ての職員がワークライフバランスを保ちながら能力を最大限発揮できる職場環境づくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。今、御答弁で示された対応を、例えば一定期間実施しても有給休暇の取得状況に改善が見られない場合は、代替案の検討も必要になってくるかと思います。一般情勢に応じた計画年休制度の活用や組織的な有給休暇の促進として集中的に取得を推奨する取組なども参考に進めていただきたいと思います。本町としての確実な取得を促進する具体的な方策があれば教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。有給休暇の取得は、職員にとって心身の疲労回復やリフレッシュ効果があり、それに伴い仕事に対するモチベーションや集中力が高まり、仕事の質が上昇するといった効果が期待できます。そのため、有給休暇は業務の正常な運営を妨げない限り職員が請求した時季に取得できることが大事だと考えております。同じ部署でも担当の仕事により繁忙期は異なっており、部署内で調整しながら全ての職員が安心して休暇を取得できる環境づくりに組織全体で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 続いて、業務効率化の促進についてです。総務省の集計によると、教員や警察などを除く一般行政職のうち、2022年度に主に自己都合で仕事を辞めたのは1万2,501人、10年前の13年度では5,727人で、ここ10年間で2.2倍の人数となりました。要因としては、待遇への不満や業務量の増加が影響していると見られ、30代までの自治体若手職員が全体の3分の2

を占め、住民サービスの低下や組織弱体化が懸念され、人員減と業務量増大に加え、年功序列やデジタル化の遅れといった役所の旧態依然の働き方への不満を示しています。自治体関係者は、根本には人員減と業務量の増大があり、特に新型コロナウイルスの対策の繁忙が決定的であったとし、退職者の業務を残りの職員が負担し、さらに退職へつながる悪循環が起きていると指摘しています。また、冒頭でもお伝えしました令和7年度5月の戸籍改正法に伴う業務増加に加え、本町は令和10年度に、地域の活力の向上にもつながる藍住町世代間交流施設の開設も予定されています。限られた勤務時間や職員数の中で、業務量は増えていく一方だと思いますが、職員が健康的かつ持続的に働けるように庁舎全体で情報共有と業務効率の改善を進め、特に業務の見極めや取捨選択においては、各課の職員の意見を反映させることが今後重要になってくるかと思います。現在、本町では業務の改善や効率化をどのように進めているのか教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。まず、少子高齢化など社会情勢の変化により、業務の多様化、複雑化が増しており、若者の公務員離れが深刻な問題となっております。人材を確保しかつ若手職員の離職率を抑えるためには、業務の効率化を促進し併せて働き方改革を推進していくことが重要であると考えております。本町では、行財政改革基本計画2020を策定し、事務事業の見直しや業務の効率化の取組を進めているところでございます。また、本年度から新たな取組として、管理職職員業務改善施策提案制度を導入いたしました。これは課長職が業務改善や施策についてプレゼンテーションにより提案するもので、これにより町政の施策充実や業務の効率化、課長職のスキルアップ、職員の意識改革及び組織の活性化を図ることとしております。業務の多様化、複雑化が増す中、業務改善効率化への取組はますます重要でございます。特に昨今叫ばれているDXの推進は、自治体でも急務であります。DX化によって業務効率化を図り、多様な住民ニーズに対応した利便性の高いサービスを提供することが期待できます。そのためには、各職場職員の意見、考えが大切であり、その意味でDX推進に向けて組織全体で取り組む必要があると考えております。さらに、これまでの業務を見直し、業務で発生しうる、ムリ、ムダ、ムラを徹底的に削減することで生産力を高め職員の負

担軽減を図り、その結果として、時間外勤務の縮減、有給休暇取得率向上につながっていくものと考えます。そのためには、職員一人一人が仕事に対する取り組む姿勢、意識改革が必要であります。そして、管理職自身が問題意識を持って考え取り組む姿勢こそが重要であり必要であると考えております。意識が変われば行動が変わる、行動が変われば組織が変わる。その結果、快適な職場環境がもたらされ、促進、組織力の向上が図られるものと考えます。そうした考えのもと、今後一層、組織全体で業務改善、効率化を進めてまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 今、小川理事から御答弁いただきました取組について、管理職の皆様もお忙しいとは思いますが、どうかよろしく願いいたします。次に、不登校対策の連携体制と進捗状況についてです。昨年の令和6年12月の定例会において、不登校対策に関する、学校、行政、家庭の連携体制について質問し、町から回答を頂きました。藍住町では、令和5年度の時点で約100名近くのキャロツ子学級にも在籍していない完全な不登校児童がいるのが現状となります。今までの意見交換を通じて、少人数ではありますが、これまで関わることでできた6名ほどの保護者の方々の意見を参考にさせていただいております。今回もその後の進捗状況や新たな課題を踏まえ、引き続き質問に移らせていただきます。まず、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの支援体制の見直しについてです。前回の答弁では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが児童生徒や保護者と連携しているとのことでしたが、保護者の方からは、支援のばらつきや相談のしづらさなどの声が依然として寄せられています。また、相談できる関係性を築くのに時間がかかるとの指摘もあり、専門的な支援を行う上では、子供一人一人の人間性を理解した上で、目的に応じた具体的な事例を紹介してほしいという声もありました。そして、キャロツ子学級の子供を含む、本町の不登校の児童生徒全体に向けた講演会やパネルトークを定期的を開催することで寄り添う姿勢を示す機会を増やすことが意見として求められていました。こうした取組の必要性についても、まずは、本町におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの具体的な役割の違いや配置状況について教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。徳島県教育委員会発行のスクールカウンセラー活用ガイドライン、同じくスクールソーシャルワーカー活用ガイドライン及び今月発刊の案内がございました学びのカタログに示されているそれぞれの役割を申し上げます。まず、スクールカウンセラーでございます。主に公認心理師や臨床心理士の資格を有する心理の専門家として、児童生徒が抱える様々な課題や事故等に関するカウンセリングや、保護者や学校への助言、援助を行います。次に、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する福祉の専門家として、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより、児童生徒の悩みや課題の解決に向けて支援を行います。家庭訪問や面接など直接的な援助と放課後児童デイや心療内科などへの連携仲介など間接的な援助を行います。それぞれの配置につきましては、心理的アプローチで支援を行うスクールカウンセラーは、中学校を拠点校として藍住中学校、藍住東中学校にそれぞれ1名が配置されております。併せて各校区内の小学校も担当しております。このほか、キャロツ子学級1名と、本町には計3名が配置されております。一方、児童生徒の置かれた環境に働きかけ、福祉的アプローチで支援を行うスクールソーシャルワーカーは、町教育委員会に1名が配置されております。配置日数は、それぞれ週1回となっております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、学校ごとの担当者配置の必要性について質問いたします。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援の見極めや判断は容易でなく、担任だけでは対応が難しいケースもあるかと思いますが、前回答弁の中ではチームでの支援を方針として強調されていましたが、教員不足や業務負担の増加により、担任が十分に対応することができない状況は今後も考えられることだとも思います。引き続き保護者からは、窓口は担任が担うことを理解した上で学年を超えて学校全体を把握する担当者が必要との意見が寄せられており、支援体制の継続性の確保や支援の質の向上にもつながることから、専任の担当者の配置をもう一度検討していただく要望がございます。これらの御意見を踏まえ、今後どのような方針で取り組んでいくのか教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置につきましては、県に対して追加配置の要望を行っておりますが、配置が確定するのは新年度になってからと思われます。本町としましては、引き続き人的配置の要望を行ってまいります。教育相談体制の充実に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用していきたいと考えております。具体的には、教職員のカウンセリング能力などの向上のための校内研修の実施や学校内における支援チーム体制づくりの活動支援、有用な支援方法の習得など、それぞれの専門性をいかした取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。今いただいた方針を進める中で、行政機関等の取組としては理解もできますし、そう進めていくしかないとも思うんですけども、例えば、半年後や1年後、一定の期間が経過しても保護者からの意見が継続的に寄せられた場合、効果として見られなかった場合は、また別の対策や保護者の意見を酌み取る必要があるとも思います。そもそもの担当者配置の理由としては、年度ごとの人事異動などによって築き上げた関係性を再構築する際のハードルの高さなどがあげられています。また、これを繰り返すことで子供たち自身や保護者の方々との社会との関わりを諦める選択にもつながる可能性も十分に考えられるとも思います。このような御意見や状況を踏まえて、今後どのように対応していただけるのか、どのような考えをされているのか、これは堤教育長のお考えを教えてくださいませんか。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） お答えいたします。先ほど、人事異動によってというお話ございましたけれども、スクールカウンセラー等については毎年の交代というよりは、ある程度年数を経ての交代ということがこれまで多かったように思います。それから、保護者の方から様々な御意見があるということは承知しております。それ

で、この度も元木議員から貴重な意見を御紹介していただいたこと、非常にありがたいと思っていますところではありますけれども、本町では学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適応指導教室、青少年相談室、こども家庭支援室等々それぞれにおいて、資格や経験のある職員が児童生徒の抱える問題について、誠意を持って対応させていただいています。また、徳島大学、鳴門教育大学などの関係機関とも連携して支援を頂いているところです。不登校の事案というのは、一人一人本当に千差万別でございまして、子供や御家庭の状況も不登校に至った原因も一つ一つ違っております。そうしたことについて対応というのは、それぞれやはり時間をかけて子供を理解して対応していくということになりますので、例えば腹痛とか頭痛とかでありましたら良い薬を飲めばすぐに治るというものですが、不登校に関していえばそういうものではなくて、長期にわたる支援が必要となってくるということになってきます。先ほど、キャロツ子学級に行っていないお子さんが100人ぐらい完全な不登校状態っていうような議員のお言葉がございましたけれども、キャロツ子学級に行っていない不登校に関わる児童生徒については、学校を休みがちである、また学校に断続的に登校している、キャロツ子に断続的に登校している、キャロツ子に来ている、それから不登校状態が引きこもり状態であるとか、様々な形態の児童を全て含めて先ほどの人数でありますので、少しそういったところは御理解いただけたらというふうに思いますし、対応に満足をされていないケースがあることは、非常に申し訳ないことではあるんですけれども、そういったところについても、その方々に寄り添って対応していくということが必要かなと思っておりますけれども、いずれにしても先ほど申し上げたように、現在、様々な立場から不登校対応しておりますけれども、それぞれの担当者が、一つ一つの事案に誠意を持って取り組んでいるということについては御理解いただけたらと思います。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、フリースクールの出席認定の進捗状況についてです。前回の答弁で本町のフリースクールが、他の自治体の児童生徒も出席扱いとして認められていることから、本町からは学校と教育委員会が連携し、学校ごとの判断に差が出ないように進める必要があるとお伺いしました。それに対し、各校の

校長と教育委員会が基準を設けて判断する方針について伺ったところ、藤原次長からも同様の答弁を頂きました。その後の町内を含めたフリースクールの出席認定について進捗状況を教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。不登校児童生徒が、民間施設において相談指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いにつきまして、令和元年10月25日付文部科学省発出の、不登校児童生徒への支援の在り方についてに示されております。それぞれの児童生徒にとって、その相談、指導が適切であるかどうかは、学校長と学校設置者である教育委員会が十分な連携を図り判断することとなります。先の12月議会で申し上げたとおり、同一の民間施設に対して学校ごとに異なった判断とならないよう十分連携を図る必要があることから、フリースクールの出席認定につきましては、国の示しておりますガイドラインに沿って学校長と教育委員会が協議した上で判断を行ってまいります。以上につきまして、先の町管理職連絡協議会において各学校長と共有いたしております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に給食費の取扱いと保護者の対応についてです。本町は、不登校の児童生徒が家庭で過ごすことを選択し、給食を食べる必要がないと判断した場合、保護者の申出により給食費の支払いを止めることができると伺っております。その中で、保護者の申出に関し給食費の停止再開の判断に悩む保護者が多く、申出にちゅうちょするケースが見られました。例えば、不登校期間が一定続いた場合には、学校側から保護者へ、月または週ごとに給食費の変更がないかの確認を入れるなど柔軟な制度設計をすることで共通の認識が持つことができ、判断にばらつきなく適切な対応ができるかと思います。今後、本町での保護者のニーズに応じた考え方や対応について教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。不登校の児童生徒につき

ましては、一人一人の特性や状態、環境などに応じた対応が必要とされております。給食の停止や再開などの取扱いについても、児童生徒の状況や保護者の考え方など様々なことを保護者と学校が話し合い、最終的には保護者の方が決めるものであると考えております。このため、議員御指摘のように給食の取扱いについて、統一した判断が必要であるとは考えておりません。しかしながら、不登校を理由として給食を停止している児童生徒の登校時の対応につきましては、今後、藍住町不登校児童・生徒対応連絡協議会などにおいて、各学校の間で情報共有を図り協議してまいりたいと考えております。この協議をすることによりまして、それぞれの学校の対応状況や事例の共有が行えると考えております。そこで対応の違いや対応可能な範囲が共通認識でき、今後の対応に結びつくと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、地域の公共施設を活用した学びの場の提供についてです。前回、町内中学校に設置されている校内支援センターの開催状況について差異が生じている点や小学校4校への配置について質問したところ、町からは、専任教員の配置が望ましいが教員不足の影響や年度途中での欠員補充の難しさが課題となっていることと、また、ボランティア、大学との協力では令和7年度に予定されている国や県の設置促進強化事業の活用を検討するとの回答を頂きました。また、業種や地域ごとに異なる要素はあると思いますが、人手不足は本町だけでなく少子高齢化による全国的な課題であり、より柔軟な課題、代替策の検討を考える必要があるかと思います。例えば、ほかの自治体の取組事例としても児童館の活用などが一般的にも認識されており、これを自治体主体で行うことが一つの解決策にもつながります。校内支援センターへの全校開催については引き続きお願いしたいと考えておりますが、今後、学校以外の施設や人材、本町の児童館など地域資源を活用するお考えはありますか。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） お答えいたします。校内支援センターの配置について、学校以外の施設や人材、本町の児童館など地域資源を活用する考えがあるかという御質問でございました。校内支援センターにつきましては、不登校状態から通常登校

へつながるステップとして重要な役割を果たすことができるものであるということは、教育委員会としても認識しております。これについて、学校以外の施設では児童館を活用してはということでございますが、校内支援センターというのは文字どおり学校までは来ることができるが、教室には入れないという児童生徒のステップとなる場所でありまして、また、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに、学校で活用する、校内の居場所のことです。それを学校以外に設置することは、本来の意図からは少々外れているというふうに思われます。学校外の場所としては、キャロツ子学級がその役割を果たしているわけです。また、学校以外の施設、例えば、児童館というお話もありましたけれども、児童館になりますと、そこを自由来館などで利用する方がいらっしゃいます。そうした他の方がいる場所へキャロツ子学級に行くことができない不登校状態の児童が行くこと自体が非常に難しいことであるということ、また、児童館の職員は本来の業務があり、不登校の子の支援を行うことは非常に困難です。その目的のためだけに人を確保することも非常に難しいといえます。現在、藍住中学校では、校内支援ルームに徳島大学の学生の方が、ボランティアとして来てくださっていますけれども、大学で臨床心理について学んでおり、将来児童生徒のメンタルに関わる仕事を志している意欲も知識もある方で、大学の先生の御推薦による学生ボランティアです。この仕事は、児童生徒のプライバシー、個人情報を扱い、また、非常に傷つきやすい子供の心に寄り添い、関わることが求められるなど、高い専門性が求められ、重い責任を負うものです。例えば、一つの適切ではない声掛けで、子供が心を閉ざしてしまうことも考えられます。よって、この件については、人材の活用は慎重に行うべきものであり、安易に人に依頼できるものではないと考えております。教育委員会としては、国や県の令和7年度不登校対策としての校内支援ルーム事業に積極的な参画を考えております。これらの事業が採択された場合、どのような人材配置が可能になるかは未確定ですけれども、今後も国や県の事業を活用するなどして学校現場における不登校対策を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） すみません。ちょっと一つだけ再問します。今、堤教育長から人手不足、人手が必要ということもあったと思うんですけども、既に施

設の整備や人事の配置においても児童館の使用というのは、既に見守り体制が整っているっていう私は認識をしてるんですけども、後は、キャロツ子学級に行っていない児童生徒をまた他の場所につていうふうな、今おっしゃってたと思うんですけども、そもそもの社会との関わりからのスタートだと思うんです。そういうふうに堤教育長もこの間おっしゃられてたと思います。学校に行くことを目的にしないっていうのを大前提に、堤教育長がこの間言われてたと思います。ていったことを踏まえると、キャロツ子学級にまず行くつていうことを目的とせずに、こういった地域資源の活用というのは考えられることだと思うんですよね。いかがですか。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） まず、児童館についてですけれども、児童館が午前中、小学生は帰ってこない時間については、自由来館の方への対応として1名職員がおりますけれども、その職員をもってして、不登校傾向の子供が来たときに、その支援をできるかという非常に難しいということでございます。それと、先ほど申し上げたのは、キャロツ子学級というのは、不登校児童生徒を迎える準備が十分整った状態で開催してございますけれども、そういったところに非常に行くことが困難である児童生徒が、たくさんの他の方の目もあるところというのは、まず行きにくいということと、そういった場合に常時人を配置しておくことは非常に難しいということでございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、とくしま多様な学びプラットフォームの情報提供の進め方についてです。前回、不登校や行き渋りの子供を持つ保護者の方々に向けた冊子の配布や情報提供の方針について質問をしたところ、当時は、連絡が双方から来ておらず未定であるとの回答を頂きました。その後、今月、3月より徳島県のホームページなどでPDF版が公開され閲覧できるようになりました。今後の冊子の情報を必要とする保護者に確実に届けるために具体的な方針があれば教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。本年２月末に、徳島県教育委員会から、不登校対策情報誌、学びのカタログの発行及び記念イベントの開催案内が届いております。これらの情報を全ての保護者に御覧いただけるよう、各学校長に対し、情報配信システム、すぐーるを用いた案内を実施するよう通知しております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●３番議員（元木春香君） 再問します。保護者向けの配信アプリ、すぐーるは、この間、教育委員会の方からも送っていただいたと思うんですけど、町の公式LINEや広報紙、学校を通じた配布など、現在の段階で決まっていれば教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 再問ですが、学びのカタログにつきましては、３月１０日に町の教育委員会、それとそれぞれの学校に直接配送されておりますので、そちらから必要な方に御覧いただけるように学校で配置等をしておるというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●３番議員（元木春香君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。次の再開は、午後１時５５分からです。

午後１時４４分小休

午後１時５３分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に２番議員、新居純一君の一般質問を許可します。

新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●２番議員（新居純一君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に沿って、一般質問を始めさせていただきます。明確な答弁をお願いいたします。まずは、児童館放課後児童クラブについてお尋ねいたします。昨年は、これまでに

ない暑さが長く続き、熱中症を予防するのに職員の皆様には大変御尽力いただいたことと思います。今年もまた暑さが長く続くと考えています。そこで、これまで、例えば、気温や湿度を日々小まめに管理している、室内温度を28度以下に保っている、遮光カーテン、すだれを利用して直射日光を防いでいる、子供たちの異変に敏感に対応している等、これ以外にもいろいろな熱中症対策があると思いますが、本町の児童館放課後児童クラブではどのような対応を実施しているのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問に答弁をいたします。児童館放課後児童クラブの熱中症予防につきましては、こども家庭庁発出の児童施設等での熱中症事故の防止についてに示される安全対策を行っております。活動中の適切な水分や塩分補給、屋外での活動時に必ず帽子をかぶるなどの声掛けはもちろんでございますが、直射日光を防ぐための出入口付近や窓のブラインド、遮光カーテン、ネット、よしず、すだれの設置、気温や湿度を管理し暑さ指数が高い場合にアラームの鳴る機器の設置、経口補水液の常備、冷暖房効率を上げるための扇風機設置など対応を行っております。また、エアコンの効きが悪い箇所につきましては、設備の更新を実施しており環境の整備に努めております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問いたします。はい、ありがとうございます。室内温度は大体18度から28度という形になっておるかと思いますが、児童館とか放課後児童クラブでは、そのような感じで保っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 再問にお答えいたします。児童館での適温というものは、25度から28度をもちろん保っております。ただ、クーラーのついてない部屋等もございますので、クーラーのついてない部屋についてはアラームの鳴る機器をつけて、28度を超える場合にアラームが鳴るように設定をしております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） はい、ありがとうございます。では、アラームが鳴ったら、素早く駆けつけていただけますようよろしくお願いいたします。次に、児童館には多くの子供たち、児童支援員さん等が在館していますが、十分なトイレを設けているのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問に答弁をいたします。トイレの設置数については、児童館ガイドライン、放課後児童クラブ運営指針のどちらにも数の基準が設けられていないことから、数値的なお示しをすることはできませんが、トイレの使用等について特に報告を受けておりませんので問題はないと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。児童館に在館中の子供たちの健康管理、安全確保はとても重要なことだと思っています。児童館には4人から9人の職員の方を配置しておられると聞いていますが、例えば、子供何人に職員何人とか、適切な人員配置となっているのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問に答弁をいたします。国が示す放課後児童クラブ運営指針では、放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子供の育成を支援する必要から、概ね児童40人に2人以上の放課後児童支援員を置かなければならないとしております。本町でも、この基準による人員配置を行っており支援の充実に努めております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問いたします。資料請求をさせていただいたところ、勝瑞の令和6年度の12月末現在の児童クラブ利用数は113名と伺っております。

す。今のお話では、40名に2人ということは、113名では6名必要という形になるのでしょうか。これも資料請求では、現在5名の職員の方が対応しておられるということですので、1名欠という考え方でよろしいでしょうか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 再問にお答えいたします。職員の配置につきましては、議員にお答えをいたしました資料請求の正規職員のほかに、登録員制度というものを設けておりまして、必要時に職員が従事できるような体制をとっておりますので、数としてはきちんと満たした基準となっております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。大事な子供たちを預かっていますので、職員さんの目が十分届きますように、数の配置だけはよろしくお願ひしたいと思います。次に、本町の8か所の児童館のうち、半数が築40年以上経過しています。建物の耐震化、室内改修はできているのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問に答弁をいたします。まず、児童館施設の耐震化でございますが、新耐震基準が設けられた昭和56年6月1日以前に建築された2施設のうち、江ノ口児童館は耐震改修工事を実施しており、富吉児童館につきましては、耐震診断の結果、耐震性能を示す指標が基準以上であったため、耐震工事の実施はしておりません。次に、施設の改修につきましては、全児童館の修繕必要箇所の調査を令和5年に行っており、緊急度の高いものから順次改修し、今後も計画的に実施する予定でございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） はい、ありがとうございました。計画的に実施していただきますようによろしくお願い申し上げます。次に、町立図書館へ、雑誌サポーター制度導入についての提案でございます。本町では、広報あいずみ、町ホームページバナーに広告を掲載しています。そこで、町立図書館にもこの広告制度を導入

してはいかがでしょうか。内容としては、企業、個人事業主などを対象にスポンサーとして雑誌の年間購入費用を御負担いただき、その雑誌の最新号カバーにスポンサー名等の広告を掲載します。すなわち、まちの図書館を応援しながらあなたのお店、会社をPRしませんかということでございます。町立図書館では今年110種類の雑誌を購入し町民の皆さんに提供していると聞いています。そこで今回この制度を導入することで、さらに多くの雑誌、書籍を購入することができます。町民の皆さんへさらなる文化、教養、娯楽を提供できるのではないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 橋本社会教育課長。

〔社会教育課長 橋本清臣君登壇〕

◎社会教育課長（橋本清臣君） 新居議員の御質問について答弁させていただきます。議員の御提言、雑誌スポンサー制度と思いますが、こちらにつきましては、図書館が指定した雑誌の年間購入代金をスポンサー料として負担していただき、その雑誌の最新号のブックカバーにスポンサー名、広告を掲載する制度と認識しております。この雑誌スポンサー制度を採用することのメリットにつきましては、雑誌スポンサーの事業所、団体等は、多くの人を訪れる図書館で、自社の宣伝ができ、企業ブランドの認知度向上や収益増加、社会貢献などが考えられます。また、図書館では、雑誌の蔵書を充実することができ、図書館利用者の増加につながることを期待されます。県内の雑誌スポンサー制度の状況は、徳島県立図書館をはじめ、県内の公立図書館がある21市町村のうち3市において導入をしております。しかしながら、実施当初から順調にスポンサー制度を継続できている図書館は、県立図書館と市町村では1市のみで、制度を導入後に休止あるいは実績がない状態が続く市町村もあります。その要因としては、広告効果や地域連携による利点を魅力とするこの制度に対し、スポンサーの対象となる事業者が積極的な姿勢とならないことが考えられます。これらのことから、雑誌スポンサー制度に限らず、雑誌をはじめとする図書館の蔵書の充実につきましては、今後も有益な情報の収集に留意してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） はい、答弁ありがとうございます。できたら再度御検討いただければ幸いです。まず、そういう制度ができれば、1人つ

いたら、また、ついてくるかと思いますので、検討方お願いいたします。次に、地籍調査についてお尋ねします。本町の土地の境界や面積を測定する地籍調査は、担当者2名で行い、令和5年度末の調査の進捗は21.6パーセントと聞いています。本町の地籍調査は、担当者2名で、どのような方法で調査しているのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、本町の地籍調査の方法について答弁させていただきます。手順として、初めに、地籍調査事業を行う地域や時期を計画し、対象となる土地所有者に対し調査内容や必要性などを御理解いただくための説明会を開催しています。次に、公図や登記簿等の資料を参考に隣接する土地所有者の立会のもと、一筆ごとに土地の範囲や境界を確認し、所有者が合意した土地の境界に境界杭を打っていきます。その後、確認された境界の測量を行い、その結果をもとに、地籍図を作成し各土地の面積を求めます。この一筆地調査と地籍測量の結果をもとに、地籍図及び地籍簿の案を作成し、土地所有者が20日間の閲覧期間内に確認を行います。必要があれば、修正が行われた後、その成果を県が審査し、国土交通大臣の承認を得て、県知事が認証し、地籍図及び地籍簿を登記所に送付いたします。登記所では、地籍簿をもとに登記簿を修正し、地籍図が登記所に備えられて正式の地図となります。これら一連の調査は、概ね3年程度かけて行われることとなっております。議員御質問の地籍調査の担当につきましては2名ではありますが、地籍調査の境界立会には、10月上旬から12月上旬までの約2か月間、担当を含め課員4名、委託業者4名、合計8名、4名を1班体制として編成し、2班体制で対応しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。くれぐれも正確な調査をよろしくお願いいたします。さて、令和6年12月13日の徳島新聞記事によると、同じ令和5年度末、先ほど申しましたけども、地籍調査の進捗率は、徳島県全体で44.1パーセント、松茂町、北島町が100パーセント、板野町が37.7パーセント、上板町も36.1パーセントとなっています。同じ板野郡内でも大きく本町は遅れております。南海トラフ地震は30年以内に発生する確率が80パーセン

ト程度と最近格上げになりました。もし、南海トラフ地震が発生した場合、道路、上下水道等のライフラインの復旧、住宅の再建等が急務となりますが、地籍調査をしていない地域では、災害復旧にあたり、まずは、土地の境界の確認から始めなければなりません。災害復旧に着手する前に、多くの時間と手間が必要となり、本町の復旧復興が大幅に遅れてしまうことになります。土地は町民の皆さんにとってかけがえのない財産です。私はその貴重な財産を守るためにも、地籍調査はとても大事なものだと思っております。今後大幅に遅れているこの地籍調査をどのように進めていくのかお示してください。よろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、今後の地籍調査事業をどのように推進していくかについて答弁させていただきます。令和4年第1回藍住町議会定例会、建設産業常任委員会会議におきまして、地籍調査事業について、進捗率が他の自治体と比較して低い原因及びこの度、同様の御質問があり、次のように答弁しております。進捗率は、県内平均約40パーセントに対し本町は約15パーセントであり、大きく遅れをとっている状態である。進捗率が低い理由としては、他の市町村より事業の開始が遅かったことが主な原因ではないかと思っている。地籍調査完了後は、万一の災害時に境界を正確に復元することができ、災害復旧の迅速化に寄与することが期待されるため、今後は調査の取組を強化して推進していく必要があると考えている。県の補助金は、事業面積を倍増して進めるため、事業費を確保しており、本町でも職員1名を増員してペースを上げて進めていく。このように答弁しております。地籍調査の実施済み面積は、開始から令和2年度までの11年間では2.03平方キロメートル、平均では0.18平方キロメートルとなりますが、令和3年度0.21平方キロメートル、令和4年度0.28平方キロメートル、令和5年度0.39平方キロメートル、担当職員は2名となり、進捗率は上昇していると考えております。令和5年度末の実施済み面積は2.91平方キロメートルであり、本年度の実施見込み面積0.28平方キロメートルを加えた令和6年度末の実施見込み合計は3.19平方キロメートル、進捗率は23.7パーセントとなる見込みです。今後も地籍調査事業負担金を活用するとともに、効率的に事業を推進したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君）　ありがとうございます。できるだけ早く、多くの地籍調査をよろしくお願いいたします。最後に、こども食堂への助成についてお尋ねいたします。令和6年第3回定例会において、本町へのふるさと納税、子ども子育て事業への寄附金のうち、毎年10パーセントを町内こども食堂へ助成してはどうかと伺ったところ、町長から、そういったことも考えてまいりたいとの前向きな答弁を頂きました。私は昨年何度かこども食堂に行ってみいました。春頃は閑散としておりましたが夏休みには大勢の親子が来ており、今年1月に行ってみると超満員でした。もし、御都合が合えば、理事者の皆さんも一度行ってみてはいかがでしょうか。町長も行ってみませんか。きっと子供たちも大歓迎するのではないのでしょうか。ところで先日の徳島県議会令和7年2月定例会の代表質問において、後藤田知事から来年度早々、新たに仮称ですが、徳島こども食堂応援協議会を設置し次世代につなぐ取組を行うとの答弁があったと聞きます。本町においても、こども食堂は子供の居場所づくりにとても有効だと私は思っております。こども食堂への助成は、令和7年度の予算には記述がありませんでした。いかが相成りましたでしょうか、お答え願います。

○議長（米本義博君）　齊藤副町長。

〔副町長　齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君）　こども食堂への助成につきましてお答えいたします。全国では、こども食堂の数が1万を超え、徳島県のホームページには、本町で活動する8団体、11か所の開催場所が掲載されております。こども食堂は子供の貧困対策として始まった活動でしたが、食事の提供や孤食の解消、食育学習支援、地域における子供の見守りなど、子供の居場所だけではなく、今では多世代交流の場としてコミュニティ形成の役割を担うなど、その活動に広がりを見せていると認識しております。一方で、こども食堂の運営につきましては、物価高による提供食材等の減少、運営資金、ボランティアスタッフの確保、自治体との連携などの課題があり、これらに対し県内でも財政的助成を行う自治体があることは承知をいたしております。そういう状況でありましても、町として助成をする以上は、行政が介入することになりますので、皆さんが善意で行う自主的、自発的取組にとっては、必ずしも望ましい姿ではないと思っております。また、以前の答弁でも申し上げましたが、子供の居場所づくりは、民間、行政がそれぞれの役割を保持した上で、連携、協力

して進めていくべきものだと考えております。民間主導で行う活動は、それぞれが有する個性を発揮し、民間でなければできない多様性のある活動が展開されることが大切であります。一方で、行政は公平公正に支援する立場で、行政でなければできない実情に応じた施策に取り組むことが必要と考えております。徳島県では、こども食堂の持続的安定的運営に向けた支援や、自立した運営につながる取組への支援として、こどもの居場所持続応援事業が開設、創設されたところであり、持続的な運営体制の構築に向けたネットワーク強化や、食材調達先開拓につながる支援などが行われています。また、議員のお話もありましたが、来年度早々には、仮称徳島こども食堂応援協議会を設置し、NPO法人や社会福祉協議会などの支援団体、有識者、市町村等の関係者が運営の在り方や新しい取組について協議を進めていくとのことであり、町としましても、行政として参加し協力をしてまいりたいと考えております。以上のことから、こども食堂への助成につきましては、予算計上はいたしておりませんが、寄附金を既存事業に充当している現状、また、県が安定的運営に向けた取組を開始していること、さらには行政の適切な関わりなどもございますので、引き続き包括的な見地で考えてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） はい、ありがとうございました。包括的な見地で、もしよろしければ、御支援いただいたら子供たちも喜ぶことだと思います。本日は、真摯な答弁をありがとうございました。最後に、今月末で役職を降りられる方におかれましては、長い間御苦労さまでございました。これからも健康に留意してまいりますの御発展を祈念しております。また、役職を変わられる方におかれましては、今後も真摯な答弁をよろしくお願い申し上げます。本当に1年間ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は、午後2時30分からです。

午後2時24分小休

午後2時31分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に11番議員、林茂君の一般質問を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは、議長の許可を頂きましたので、質問通告書に従いまして一般質問を行います。理事者の方は、明確な答弁をよろしくお願いをいたします。まず1点目でございます。世代間交流施設整備事業について質問をいたします。この事業については、町民の皆さんの多くの方々は御存知ないようでした。その点で明らかなのは、パブリックコメントの中でも非常に応募した方も少ないとこういう状況でないかということで、今日は、町民の皆さんにこの世代間交流施設整備事業がどのようなものであるのか、それで、町民の皆さんの暮らしとの関係でどうあるべきかということを私は中心に質問をさせていただきたいと思います。それで町民の皆さんは、世代間交流施設がどこにできるのかってということも知りませんでした。これは藍翠苑の東側のゲートボール場に建設されるということでございます。そこで、施設建設に関わることを伺っていきたいと思います。まず、建設費の財源の問題であります。私は議員になりましてから、町民の皆さんの数々の要望を議会の中で実現をすべく理事者の皆さんに提案をしまいいりました。すると、町の理事者の皆さんの答弁はこういうことでした。他の自治体の動向を見てからとか、財政が厳しい、町財政が厳しい、それから、財源がない、この大体3パターンでですね、私の答弁でございました。そこで、財源がない、町財政が厳しいといいながら、今回、世代間交流施設の建設事業費が32億円を超えているわけで、で、町財政が厳しいといいながらこの32億円の財源はあるのかお伺いしたいと思います。

なお、この財源の内訳はどこから捻出をするのかということで、資料請求をいたしました。資料請求に従って、理事者の方の答弁をお願いをいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課（小川哲央君） お答え申し上げます。財源の、（仮称）世代間交流施設整備事業にかかる財源の御質問でございました。事前に資料請求を頂いておりますので、それをもとにお答えをいたします。財源といたしましては国庫補助金が11億500万円、地方債借入が10億9,565万円。基金繰入が10億1,210万円、一般財源が125万円と見込んでおります。

なお、地方債の返済期間と返済総額につきましては、現時点において借入れをし

ていないことからお答えすることができませんので御了承ください。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問を少しいたします。今、答弁がありました。それで、この中で項目が幾つかあります。その中で一つ気になる疑問がございます。建設費の項目で、計画地の解体工事の一式です。藍翠苑を解体するための工事費2億円の予算が組まれてます。そして、この2億円に対する国の補助金、国庫支出金が1億円。で、これはどういうことかといいますと、解体工事費の50パーセント、約半額が国庫支出金が支給されると、こういうことです。そして、同じく項目で、勤労女性センターの解体工事の一式、工事費は1億8,000万円、国庫支出金、国からの補助金は5,000万円でございます。その割合は28パーセント。片一方は50パーセントで、女性センターの方は28パーセント。こういう国の補助金の支給の状況でございます。そこで、少し面積が藍翠苑が大きいのかと思って調べました。藍翠苑は、床の延べ面積830平米。女性センターは1,966平米。こういう状況です。ですから、この国の補助金の在り方というのがどのような計算式でされるのか、少し答弁をお願いします。

○議長（米本義博君） 小休します。

午後2時39分小休

午後2時53分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課（小川哲央君） はい。お尋ねの件について確認してお答えをさせていただきます。まず、資料請求、御覧いただいてるかと思うんですけども、解体経費、その表で、計画地解体工事一式2億円とあり、藍翠苑のことですけれども、その下に女性センター解体工事一式1億8,000万と。まず、1点目で、まず、先ほど建物の面積のお話があったかと思うんですけども、そこで女性センターの方が面積の方が多いんですけど何でなんだという趣旨かと思うんですけども、藍翠苑の方に関しましては、藍翠苑の建物だけではなくてその他もろもろ計画地一

帯といった解体工事一式を含んでいるため２億円となっておるところでございます。で、それぞれの解体工事に充てる財源としまして、国庫補助金、各国庫補助金でございますけれども、メニューが違っております。まず、藍翠苑のほうに関しましては、２億円のうち２分の１の国庫補助金１億円でございますが、メニューといたしまして、新しい地方経済・生活環境創生交付金を充てることとしておりまして、これが２分の１でございます。これでこの交付金に関しては、これで上限に達しますので別の補助金のメニューであります補助金を勤労女性センターの解体のほうに充てるとしております。メニューで申し上げますと、防災・安全交付金、補助対象事業費の２分の１を財源として充てております。なので、補助対象経費、事業費、今１億円の５，０００万が国庫補助金として財源として充てておるという形となっております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●１１番議員（林茂君） 国庫支出金のいわゆる。

○議長（米本義博君） 再々問ですか。

●１１番議員（林茂君） はい、再々問。国の補助金の中身が違うということで、こういう金額になったということですね。単純に答弁されましたら、金額だけを見たら中身はこうこうだと、補助金の中身が違うんだと。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課（小川哲央君） 当然中身も違いますし、まず、その、充てる、先ほど申し上げましたように、まず、その全体事業費の中で新しい地方経済・生活環境創生交付金をまず、全体の中にまず充てると、この上限に達しますので、他のメニューである防災・安全交付金を勤労女性センターの解体費用に充てるという形になっておりますので御理解いただけますでしょうか。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君） 答弁、詳しくいただいたんですが、そういう計算方法があまり分からないので。

それでは続けて、２番目の質問をいたします。町の財政が厳しいと、こういわれ

てきました。なぜ、厳しいのかと同時に、どこに使ったから町の財政が厳しくなったのかということで振り返ってみます。公共下水道事業が毎年赤字が２億３，０００万円。これ一般会計から公共下水道事業会計へ繰入をしているわけです。２億３，０００万円を繰入しなければ、現在、下水道を利用している世帯は、下水道の使用料が４倍に引き上げられると、これは議会で答弁がありました。そこで私は、下水道事業の赤字を補填するなどとは言いませんでした。議会の中で。ですからそれだけ２億３，０００万円のお金を使う、そのお金がほかの事業にも回すべきだとかいう主張をしてまいりました。それでそういうことで、私たちが要望する事業にもお金を使ってください。先ほど、行政の役割がいわれました、公平と公正の原則だ、このように考えてます。そこで、どれだけ大きなお金を使ってきたかということ具体的に言います。これは令和４年１２月の議会で、文化ホールの建設に関わる起債等について答弁を頂きました。こういうことです。総合文化ホール建設費の当初予算は３５億円でした。工事の完成時には５０億６，０００万円、建設費を起債、借金ですね、借金が２１億１，０００万円。利息が６，０００万円、２０年間払いで１年に１億５５０万円支払うことになる、このように議会で理事者が答弁をされました。こういうことを大型事業推進をした時には必ず、当初予算で済むかという問題が出てきたわけでございます。この点でも今回の世代間交流施設の建設費、大幅に増額するのでないかと、こういうふうに私どもは危惧をしているわけです。そこで、もう少し具体的に見てみますと事業費の財源です。国庫支出金、国からの補助金が１１億５００万円。で、３４．３パーセント。そして一方で、起債、金融機関からの借入れが１０億９，５６５万円、で、こうしますと借金が事業費の３４パーセントを占めているわけです。３分の１が借金で、しかも借りたお金は支払いをしなければなりません。大体、今まで、大型事業、藍住町が推進してきた返済期間は、大体２０年間、これぐらいの期間を組んでいます。いわゆる、２０年間ぐらいの長いローンでございます。この点で、このような大きな工事をやってきたという中で、これからこの施設を作ることによって、町財政を圧迫をして、町民の皆さんの願いである福祉や教育を良くしてほしいという、こういう願いに応える財源はあるのかどうかを伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課（小川哲央君）　お答え申し上げます。まず、この度、建設を予定している（仮称）世代間交流施設に限らず、公共施設の建設と財政運営に関する御懸念は、多くの町民の皆様においても共有されているものと認識いたしております。新たな公共施設の建設につきましては、将来を見据えた投資として位置づけております。この施設は、単なるハコモノではなく、地域の活性化や住民サービスの向上、さらには将来世代の利便性確保を目的としたものでございます。また、新施設の運営により生まれる新たな価値や効率化も見込んでおります。事業の実施に当たっては、（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業基本計画にも記載しており、事業費を抑制できるよう精査、検討を進めていくとともに、アスベスト調査などの各種調査等の調査結果や設計内容のほか、今後の経済物価情勢による労務費、資材単価等の変動といった流動的な要素も含まれていることから、臨機に対応を心がけて事業を進めてまいります。建設にかかる財源については先ほど御答弁申し上げましたとおり、国からの補助金、地方債の活用、特定目的基金からの繰り入れ、そして、必要最小限の一般財源を組み合わせた資金計画を立てております。地方債の償還においては、中長期的な財政負担は生じますが、これは財政負担を後年後へ平準化し、将来にわたって利便を受けることとなる後世代の住民と、現世代の住民との間で負担を分かちつという意味において、御理解いただけるものと考えております。また、福祉や教育分野への影響に関する御懸念でございますが、これらの分野は行政の根幹を担う重要な施策であり、今後も必要な予算確保に努めてまいります。限られた財源の中で、真に必要なサービス、制度の優先順位を見極めながら、バランスのとれた予算配分を心がけたいと考えております。公共施設の整備と福祉教育サービスの充実は、共に住民生活の質の向上に必要不可欠なものであります。どちらかを犠牲にするのではなく、双方を持続可能な形で実現できるよう、財政運営の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。限られた財源の中で、多種多様なニーズにどう応えていくかは、行政運営の根幹をなす課題でございます。住民の皆様からの御要望に全て応えるということは困難な面もございますが、限られた資源を最大限に活用し、将来を見据えた投資と日々の暮らしを支えるサービスとのバランスをとりながら、より良いまちづくりを進めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君）　林茂君。

〔林茂君起立〕

● 11番議員（林茂君） 再問です。今、答弁いただきました。両立をさせていくっていうのは非常に難しいと思います。それで過去、藍住町は大型公共事業、いわゆるハコモノを特に推進をしてきたと。これはもう議会の中でも私は取り上げてきたんですが、藍住の中学校の改築工事、これ13億1,300万かって、そしていわゆる起債、借金ですね、9億1,600万。ですから、起債の割合が69.8パーセントなんです。それから新しい新町民体育館、これは16億2,300万、これもね起債が10億円、62パーセント占めてるわけです。ですからこう見てみますと大きなハコモノを推進すると、どうしても自己資金がないわけですから借金に頼ると。借金の返済はズンズンと雪だるま式に増えていくので、私はその点での財政支出の不安を持っているわけです。この点、ぜひ、理解をしてください。そこで、藍住町公共施設等総合管理計画というものがあります。これ平成30年度、町が記述しとんですよ。藍住町の総合文化ホールの整備費の影響で大きな金額になってると。いわゆる支出が。そしてその次です、大切なんは。今後、社会保障費の支出が歳出に占める割合が高くなり、財源の逼迫が予想されることから、公共施設の維持管理、改修、除却等、適正な公共施設のあり方を検討していきます。このように述べているわけです。全くそのとおりだということで、これをやはり肝に銘じて、これから運用していただきたいと思います。それでは続けて質問します。

○議長（米本義博君） 今、再問をしていただいたので、この前も言いましたが、質問形式でお願いします。

● 11番議員（林茂君） これ、答弁するんですか。

○議長（米本義博君） 何に対しての答弁ですか。

〔議席より聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課（小川哲央君） はい。お答えいたします。事業にあたりましては適宜、適切に事業を進めてまいります。以上です。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11番議員（林茂君） 質問続けます。今、答弁いただきました。ぜひ、そのよ

うな方向性を明確にしながら事業を進めていただきたいと。3点目です。新たな施設に事務所を設置すると、こういうふうな方向がなされてます。社会福祉協議会、消費生活センター、福寿連合会、婦人会、ファミリーサポートセンター、人材センター、これらの団体の家賃は徴収をするのかどうか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課（小川哲央君） お答え申し上げます。まず、社会福祉法人藍住町社会福祉協議会、板野東部ファミリーサポートセンター、公益社団法人藍住町シルバー人材センター及び藍住町婦人会につきましては、現在それぞれの団体の運営活動に対し、町から委託料や補助金として財政的な支出をしているところでございます。施設使用料を設定するかどうかにつきましては、これら町からの支出等の兼ね合いも含めて検討していく必要があると考えておりますので、現時点において具体的な方針は定まっております。また、藍住町福寿連合会につきましては、藍住町社会福祉協議会に事務局を置いていることから、福寿連合会専用の事務所は設置しない方針としており、藍住町消費生活センターにつきましては、藍住町消費生活センターの設置及び管理等に関する条例の規定により設置された町組織の一部であることから、施設利用料は生じないこととなります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは引き続いて質問します。4点目です。老人福祉センター藍翠苑は、現在、会場の使用料は不要であると、このように聞いています。新館になると会場費を徴収するのかどうか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課（小川哲央君） お答え申し上げます。老人福祉センター藍翠苑は、老人福祉法に規定する老人福祉センターの機能を有する施設としており、国の定める老人福祉センター設置運営要綱においては、老人福祉センターの利用は原則として無料とすると規定されているところでございます。新しい施設では、当該要綱に規定される老人福祉センターに設けるべき設備等の要件を満たさない予定であることから、老人福祉センターとしての扱いからも外れることとなります。その

ため、当該施設使用にあたっては、部屋を貸し切って使用する場合には、他の公共施設と同様に施設利用使用料を設定することとなります。ただし、これまで使用されてきた団体が変わりなく新しい施設を利用できるよう、施設使用料の減額または免除の規定を設ける必要はあるものと考えており、今後、藍翠苑や勤労女性センターを利用されてこられた関係団体等との協議を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

● 1 1 番議員（林茂君） 議長、再問。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

● 1 1 番議員（林茂君） 今、答弁いただきました。ぜひ、現在、使っている団体等については無料で継続するようにしていただきたいと、このように思います。それで、部屋を貸し切ってという答弁がございました。ここは有料にするという考え方からいきますと、今回の計画の中で、交流室、2 部屋、計画の中に入ってますね。ここはそういうことから、いわゆる部屋代を取るという、そういう考え方ですか。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） 繰り返しになりますけれども、これまで使用されてきた団体が変わりなく新しい施設を利用できるようにですね、使用料の減額または免除の規定を設ける必要あるものと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） できるだけ公共施設については、住民負担が生じないような方策をとっていただきたいと、このように述べておきます。それでは続けてです。5 点目、質問いたします。世代間の交流施設というのは、中央集中施設であるわけです。この点では高齢者には参加しづらいという意見が出ています。これはどうかといいますと、今回もパブリックコメントの中でもそういう意見を拝聴いたしました。4 3 回続いていました敬老のつどいを中止したのも、年を取れば足腰が痛くなり、行きたくてもこのつどいには参加できないと、そして、つどいで出されるバスタオルの記念品も、翌日役場に行っても参加していないという理由でくれなかったということを町民の皆さんから聞き、その方は後から届けてくれてもいいので

ないかと。これらの問題を議会で問題点を指摘をしました。つどいは中止をし、75歳以上の対象者全員に3,000円の商品券が配布されるようになりました。で、なぜ言うかといいますと、町内には8か所の老人憩いの家がございます。ここを中心にやはり活用していくと、そのような方向が大切じゃないかというふうに思うわけです。そして、町は、地域の老人憩いの家を充実すべきでないかと。名称もコミュニティセンターとか公民館に変更して、地域の世代間交流施設に切り換えていくと、こういうことを提案したいと思います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問に答弁をいたします。老人憩いの家は、地域老人の健全な憩いの場を確保し、心身の健康の増進を図ることを目的に設置をしております。町内8か所の老人憩いの家は、設置から40年を経過しておりますが、地域の皆様が大切に管理をしてくださり、多くの方々に御利用を頂いております。施設の充実については、これからも必要に応じた修繕や備品の買い替えなどを行い、適宜対応してまいります。次に、名称の変更についてでございますが、老人憩いの家は、厚生労働省の老人憩いの家設置運営要綱による基準が定められており、この中の施設管理基準において、老人憩いの家には必ず老人憩いの家の表示をしなければならないとの規定があることから、名称変更はできないことを御理解ください。また、地域の世代間交流施設にしてはどうかという御提案ですが、老人憩いの家は、コミュニケーション等のための場を設置目的の一つとしております。これまでの地域の交流の場としての役割を果たしており、町としましては、今後も要綱に沿った運営管理を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問です。今、答弁を頂きました。施設は、かなり古いわけですけどこれから施設の充実をさせていくと。こういうことですね、施設を良くしていくと。そういうふうな答弁とはちょっと離れているんですけど、今回、藍住町の公共施設等総合管理計画、令和4年3月の更新をしました。その37ページ。もう理事者の方はあの。

○議長（米本義博君） 林茂君。通告書にない質問です。

〔議席より「時間足らんぞ」の声あり〕

● 1 1 番議員（林茂君） 違うと思うんです。充実させていくということを答弁したので、充実させていくような方針は持っとらんのですよ、総合管理計画の中で。

○議長（米本義博君） 小休します。

午後 3 時 2 2 分小休

〔小休中に議会運営委員会を開催。林茂君、再問を取り下げる〕

午後 3 時 4 9 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

林茂君、質問を続けてください。

● 1 1 番議員（林茂君） 次の質問。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは 6 点目、質問に入ります。みどり橋の今回の建て替えの件です。30 年前に 1 億円をかけて、木造建築でアーチ型の橋でございました。今回、みどり橋の撤去と新橋の工事に 3 億 3, 000 万円の予算が組まれています。それで、先ほどの資料請求の中で、みどり橋の撤去と新橋の工事だけ国庫支出金はゼロでございます。私は国の補助金が出ない理由として考えられるのはみどり橋は、住民が日常使わないこと、なくても何ら住民生活に支障がないこと、このようなことから、国は補助金の対象としていないとこのように考えています。だから全額 3 億 3, 000 万円を町の財政から支出をします。この点で、この橋が必要なのかどうか疑問でございます。町民の方々の意見を私は聞いてまいりましたが、必要ないというふうな意見が多かったわけです。この点、どのように考えているのか答弁願います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課（小川哲央君） お答え申し上げます。平成 6 年に建設されたみどり橋は、令和 6 年実施した緊急点検の結果、橋の機能に支障が生じており、緊急に対策を行う必要があると判断されており、現在、通行止めとしております。（仮

称) 藍住町世代間交流施設の整備にあたりましては、新たな橋を架橋することによって、正法寺川や正法寺川公園、バラ園といった地域資源を有効活用するとともに、総合文化ホール等の周辺の公共施設との連携性を確保し、(仮称) 藍住町世代間交流施設が有すべき機能である、「あつまる」、「つながる」、「ひろがる」環境を構築するための一役を担うものとなります。町民の方々の御意見を聞いているかという御質問でございますが、今年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施しており、少しでも早い架け替えを望まれる御意見もございました。また、みどり橋を通行止めにした後、いつ通れるようになるのか、早く通れるようにしてほしいとされる問い合わせもいただいております。以上、答弁いたします。

○議長(米本義博君) 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員(林茂君) それでは続けて質問いたします。その前に、みどり橋の修繕工事の、どのような工事をしたかということで資料を請求をいたしました。これはもう平成15年と平成28年に2つの修繕工事を、かなりの金額ですね、660万と1,786万こういう修繕工事をしながら、なかなか橋がうまくいかなかったという、こういうふうな原因があったということ。それでは続けて、7点目。文化ホールは災害避難場所であります。それで太陽光発電を設置するように、小川議員と共に議員提案をしてまいりましたが、設置しませんでした。設置しない理由は今でも不明でございます。今回、世代間交流施設ですけど、ここも災害避難場所として設置されると、このように思います。ここでの太陽光発電の設置とか、規模、具体的な計画があるのかどうか。この点では、気候変動危機を打開するためにも、自然再生可能なエネルギーに切り換えていくと、これは自治体の役割ということで、議会でも取り上げてまいりましたが、この点で一つ、どのような計画をされているのか答弁願います。

○議長(米本義博君) 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課(小川哲央君) お答え申し上げます。今月策定いたしました(仮称) 藍住町世代間交流施設整備事業基本計画におきまして、「建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源エネルギー等を採用する。」としております。

その点を踏まえ、今後、設計業務を進めていくこととしておりますが、現段階においては、太陽光発電設備を設置するかどうか、あるいはその規模をどれくらい必要なのかなど具体的には決まっておられません。施設の省エネルギー化や災害時の対応に向けては、太陽光に限らず多様な再生可能エネルギーが有効活用できるかの検討を進め、環境等に配慮した設備の導入を目指してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問。今、答弁を頂きました。これから、太陽光発電を設置するかどうか、そして規模等も検討すると、このような今、答弁だったのですが、具体的に検討された中身等につきましては、議会へ提出をしていただけるのでしょうか。そして、この要望も今回、パブリックコメントの中で出されています。そういう点で、やはり広く町の方角を明らかにすべきだと、このように思います。答弁願います。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） 再問についてお答えをいたします。ただいまの答弁で申し上げましたとおり、具体的なことについてはこれからの検討ということでございます。必要に応じまして、全員協議会等で御説明をさせていただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。全員協議会等で説明をさせていただくと、当日資料配布でなく、事前に資料を配布していただきたいということを申し添えておきます。それでは、最後の質問に入ります。8番目、今年は藍住町長選挙が11月に控えています。32億円もかけた世代間交流施設の計画については、私は町長選挙以降にすべきだとこのように思います。緊急を要する工事ではありません。行政の役割というのは、住民の暮らしが大変なときには暮らしや福祉を優先をする。その点で大切な財政を住民の暮らしに使う。このことを強く要望しておきます。これは今までの町の質問の中での議論を見ましても、このことを強く要望し

ます。そして行政の役割というのは、藍住町を暮らしやすいまちにするために、町民の皆さんの様々な意見を汲み上げることです。その手だてとして、町の重要な施策の取組にあたっては、住民の合意形成を図るためにも住民説明会を開催することが必要です。桜つつみ公園にバーベキュー場を設置するときにも、住民の皆さんは住民説明会を開催することを強く要望しましたが開かれませんでした。バーベキュー場を作るのに賛成する人も反対する人もありますので、町として納得いくように説明責任があると思います。そこで、先日、藍住町の議員研修会がありました。講師の徳島大学の小田切さんは、町が実施する事業は、住民に関心を持ってもらうことが必要であり、そのことでまちを活性化する力になると、この点では説明会の意義についてもこのように答弁されました。そして、説明会は1か所でなく各地で開き住民の声を聞くことが大切。このように話をしていました。この点では私の考えも同じです。一度、この点で、住民説明会を開催したらと思いますが、この提案について答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは答弁をいたします。老人福祉センター藍翠苑は昭和51年に完成した施設であることから老朽化が著しく、また、勤労女性センターは築後40年以上が経過しており令和5年3月に実施した耐震診断において十分な耐震性を有していないことが判明しております。また、老人福祉センター藍翠苑は年間1万人以上、勤労女性センターは、年間1万6,000人以上の施設利用者がいらっしゃいます。基本計画の策定にあたりましては、これまでの活動を続けていた個人や団体が引き続き活動を行うことができるよう、各施設を定期的に利用されている団体等にもヒアリングを行いながら、施設規模や必要な機能の検討を進めてきたところであります。老人福祉センター藍翠苑や勤労女性センターでは、設備の老朽化に伴って使用を停止している設備があります。これにより、これまで各施設を御利用いただいていた個人では施設を利用しなくなったり、団体としては活動の休止を余儀なくされたり、町外の別の施設を借りて活動を実施したりするようになり不便を強いられていると御意見を頂戴しているところであります。また、今年1月から2月にかけて本事業計画案に対するパブリックコメントを実施しており、町民の皆様からも多くの御意見を頂戴しております。さらに、みどり橋の課題もあり

ます。先ほど御答弁いたしましたとおり、みどり橋は現状、構造部材の腐朽や腐食が進行し橋としての機能に支障が生じている状態であり通ることができない橋をそのまま置いておくというわけにもいきません。藍住町は元来、新興住宅地として人口が急増した地域であるがゆえに地域のつながりが希薄な上、人口減少、超高齢社会がもたらす産業やコミュニティの担い手不足は、町内の相互扶助力や防災力を一層低下させ、将来の地域運営に致命的な影響を及ぼすおそれが非常に強いと考えております。このような事態を回避するためには、今ある地域コミュニティが維持し続けられるとともに、新たな地域コミュニティが形成される環境を整備し、例えば人口が減少しても誰もが生涯に渡って安心して暮らせ、楽しく住みやすい、全世代が活躍できる持続可能な地域社会を実現しなければなりません。（仮称）藍住町世代間交流施設は、これら社会の実現に向けて地域において世代を超えたつながりや相互理解を深める場の創出及び子育て世代の居場所づくりとサポート環境の整備によって、世代間交流機能である、「あつまる」、「つながる」、「ひろがる」環境を創出し、生きがいつくり、多様な人間関係の構築、社会的孤立の予防といった個人的効果やこれに伴う地域の活性化、世代間の知識や文化の継承といった社会的効果の向上を図るための中核となる施設です。それと、先ほど任期が近いからというお話もありましたけども町長選があるからやる、やらないではなく、このような藍住町が置かれた状況を踏まえた上で、10年、20年、50年先の将来を見据えたときに藍住町の未来を明るいものにするために、一刻も早く取り掛からなければならない事業であると考えております。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問。今、町長からかなり詳しい答弁を頂きました。そういう話を、やはり住民の皆さんに語りかけていくということが、今の町政の、非常に大切な中身でないかというふうに思います。持続可能な社会をお互いに作っていくというのは、行政だけでは決してできません。町民の皆さんの協力があってからこそできるものであるというふうに思いますので、これからですね、ぜひ、重要な事業については住民説明会を開催をしてほしいということ申しておきます。

○議長（米本義博君） 林茂君、何度も申しますが、個人の感想を述べるだけは、やめてください。今、再問しますと言いましたよ。

● 1 1 番議員（林茂君） はい、そういうことをしてほしいということです。

○議長（米本義博君） それは要望であって質問ではないですと、前回も言いました。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君起立〕

◎町長（高橋英夫君） 情報はこれからまた生まれてくるわけですが、継続的に住民の方に、いろいろな媒体を使いながら情報発信はしていきたいと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは、最後の質問。公用車の購入について、前議会で町の公用車の購入について答弁がありました。次の事項は、質問通告を提出していないということで改めて伺います。保健センターの 2 0 2 4 年、地域包括センター、2 0 2 3 年、軽自動車の購入先をはじめ、購入先が L M a g i c が多いのですが入札の結果について伺います。なぜ、このような質問をするのかと申しますと、藍住町の財務規則第 1 1 2 条の 2 で、契約の種類及び金額で、工事請負が 1 3 0 万円、財産の購入は 8 0 万円以上。この点からも車の購入は入札が原則です。公用車の購入、入札の状況について資料請求をいたしました。資料に基づいて、その結果について答弁をお願いします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課（小川哲央君） お答え申し上げます。資料の全 1 8 件中 9 件、購入先が株式会社 L M a g i c となっております。同業者の契約方法は、いずれも指名競争入札の結果によるものでございます。

なお、それぞれの指名業者数及び応札者数につきましては、資料のとおりでございます。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（米本義博君） 以上で、通告のありました５名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了します。

お諮りします。議案調査のため、３月１９日から３月２３日までの５日間を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。したがって、３月１９日から３月２３日までの５日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は３月２４日、午前１０時、本議場において再開しますので、御出席をお願いします。

本日はこれで散会します。

午後４時１１分散会

令和7年第1回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和7年3月24日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 局長補佐 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
監査委員	塚原 喬
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子

建設産業課長

長楽 浩司

上下水道課長

増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|-------|---|
| 第1 | 議第1号 | 令和6年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第2 | 議第2号 | 令和6年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第3 | 議第3号 | 令和6年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について |
| 第4 | 議第4号 | 令和6年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について |
| 第5 | 議第5号 | 令和6年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について |
| 第6 | 議第6号 | 令和6年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について |
| 第7 | 議第7号 | 令和6年度藍住町下水道事業会計補正予算について |
| 第8 | 議第8号 | 令和7年度藍住町一般会計予算について |
| 第9 | 議第9号 | 令和7年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について |
| 第10 | 議第10号 | 令和7年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について |
| 第11 | 議第11号 | 令和7年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について |
| 第12 | 議第12号 | 令和7年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について |
| 第13 | 議第13号 | 令和7年度藍住町下水道事業会計予算について |
| 第14 | 議第14号 | 令和7年度藍住町水道事業会計予算について |
| 第15 | 議第15号 | 藍住町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について |
| 第16 | 議第16号 | 藍住町課等設置条例等の一部改正について |
| 第17 | 議第17号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特 |

第 1 8	議第 1 8 号	定個人情報提供に関する条例の一部改正について
第 1 9	議第 1 9 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第 2 0	議第 2 2 号	藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 2 1	議第 2 3 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
第 2 2	議第 2 4 号	藍住町総合文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 2 3	議第 2 5 号	藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 2 4	議第 2 6 号	藍住町体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 2 5	議第 2 7 号	藍住町民グラウンド使用に関する条例の一部改正について
第 2 6	議第 2 8 号	藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 7	議第 2 9 号	藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 8	議第 3 0 号	藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 9	議第 3 1 号	藍住町東中富桜つつみ公園の管理及び運営に関する条例の一部改正について
第 3 0	議第 3 2 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第 3 1	議第 3 3 号	藍住町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
第 3 2	議第 3 4 号	藍住町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第 3 3	議第 3 5 号	令和7年度中学校教師用教科書等の購入契約の締結について
第 3 4	議第 3 6 号	町道の路線変更について
		指定管理者の指定について

- | | | |
|-------|---|------------------------|
| 第 3 5 | 議第 3 7 号 | 指定管理者の指定について |
| 第 3 6 | 議第 3 8 号 | 指定管理者の指定について |
| 第 3 7 | 議第 3 9 号 | 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 第 3 8 | 選挙第 1 号 | 藍住町選挙管理委員及び同補充員の選挙について |
| 第 3 9 | 発議第 1 号 | 藍住町議会委員会条例の一部改正について |
| 第 4 0 | 発議第 2 号 | 藍住町議会会議規則の一部改正について |
| 第 4 1 | 発議第 3 号 | 議員派遣の件について |
| 第 4 2 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について | |

令和 7 年藍住町議会第 1 回定例会会議録

3 月 2 4 日

午前 1 0 時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告しておきます。

○議長（米本義博君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第 1、議第 1 号「令和 6 年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第 3 6、議第 3 8 号「指定管理者の指定について」までの 3 6 議案を一括議題とします。

本案については、所管の常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

初めに、永浜厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

永浜浩幸君。

〔厚生常任委員会委員長 永浜浩幸君登壇〕

● 6 番議員（永浜浩幸君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、厚生常任委員会に付託された 1 5 議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は 3 月 6 日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと付託された 1 5 議案について関係理事者に補足説明を求め審査を行いました。審査の経過と結果については次のとおりであります。

議第 3 号「令和 6 年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について」、議第 4 号「令和 6 年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について」、議第 5 号「令和 6 年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について」、議第 6 号「令和 6 年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について」、議第 8 号「令和 7 年度藍住町一般会計予算について」のうち、歳出、3 款民生費、4 款衛生

費、歳入、同じくこれに関連する歳入、ただし、特定財源。議第 9 号「令和 7 年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について」、議第 10 号「令和 7 年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について」、議第 11 号「令和 7 年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について」、議第 12 号「令和 7 年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について」、議第 27 号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議第 28 号「藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議第 29 号「藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議第 33 号「藍住町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議第 36 号「指定管理者の指定について」、議第 37 号「指定管理者の指定について」の 15 議案について詳細な説明がありました。

審査の結果、付託された 15 議案については全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、3 月 6 日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和 7 年 3 月 24 日、厚生常任委員会委員長、永浜浩幸。

○議長(米本義博君) 次に、前田建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。

前田晃良君。

〔建設産業常任委員会委員長 前田晃良君登壇〕

●7 番議員(前田晃良君) 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、建設産業常任委員会に付託された 7 議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は 3 月 10 日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと付託された 7 議案を上程後、小休中に付託案件である町道の路線変更についての現場視察を行いました。現場視察終了後、付託された 7 議案について関係理事者から補足説明を求め審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第 8 号「令和 7 年度藍住町一般会計予算について」、中小企業支援事業補助金 248 万円の内容は何かとの質問があり、藍住町商工業者チャレンジ支援事業として平成 25 年度から施行しており、対象者は町内に居住し町内に事業所を所有している方のうち経営革新支援もしくは創業者等支援、その中で商工会が実施する藍住

町創業塾を卒業して創業した方もしくは県が実施するあったかビジネス支援事業において事業計画を作成し知事の認定を受けた方となっている。経営革新もしくは創業等支援のうちいずれか一つが該当した場合は10万円。創業者等支援の徳島あったかビジネス支援事業と藍住町創業塾の両方に該当した場合は30万円の交付を行っている。補助対象期間は3年間であるとの説明がありました。

道路維持費が950万円の減額となっている理由について質問があり、前年度の当初予算で路面性状調査個別施設計画策定業務に900万円がついており、それが終了することによる減額と考えている。当初予算は総合的に判断して編成しており、今後、状況に応じて補正対応していくとの説明がありました。また、道路簡易舗装費が前年度より9,500万円の増額となっている理由について質問があり、路面性状調査個別施設計画に基づき公共事業等適正管理推進事業を実施するところでありその工事費が1億円となっている。道路簡易舗装等については、例年、生活道路をメインとして要望箇所を課員で確認して行っている。1億円増額しているが合計で9,500万円ということは、その辺りの予算の配分の増減でなっていることであるとの説明がありました。仮にこの9,500万円で4メートル幅の道路でどれぐらいの長さの舗装ができるのかとの質問があり、公共事業等適正管理推進事業の1億円というのは生活道路をする舗装とは考えていない。指定避難所や町が指定する緊急輸送路である1級町道を中心に考えている。そのため、4メートル道路を舗装するのは道路簡易舗装費で考えている。おおよそになるが小規模舗装1,600万円の予算で考えた場合、舗装幅が4メートルで舗装の厚みが4センチであれば約2,900平方メートル程度、延長としては730メートルが可能と考えているとの説明がありました。また、施工する箇所の決定はどのようになっているのかとの質問があり、路面調査をして舗装の悪い町道が分かるようになっており1級町道や指定避難所などの町が指定する緊急輸送道路を主にやっつけようと考えている。生活道路や団地内道路などについては、住民からの要望に応じて建設産業課の担当が現地確認を行いそれで判断し発注しているとの説明がありました。

橋梁維持費で2,760万円の減額となっている理由について質問があり、社会資本整備総合交付金事業の工事費の減額が主な要因となっている。現在は繰越予算になるが中富大橋を行っている。令和7年度については、元村橋ほか2橋となっており橋梁としては小さい工事になっているため工事費が減額となっている。また、令和6年度においても社会資本整備総合交付金事業の国の補助金が減額されている

ために全体的には当初予算から下がってきているとの説明がありました。

交通安全施設整備費の工事請負費 400 万円の内容は何かとの質問があり、基本的にはカーブミラーの新設や取替えが多く、その他、転落防止のための柵の設置や街路灯の取替えもしくは新設となっている。また、新設要望等もたくさんあるため課員が現場確認を行い安全かどうか等を確認、設置すべきかどうかの判断をしている。また、カーブミラーについては、設置する箇所の地先の方の御了解も確認しながらやっており御要望があっても全て設置できている状況ではない。400 万円の中で交通安全施設、街灯等も含めて行っているとの説明がありました。

公園管理費の約 330 万円の減額の理由について質問があり、令和 6 年度には、ローラースライダーの撤去費用を 130 万円計上していた。また、昨年度需用費の不用額が多いと指摘があったため、光熱水費を精査した結果、約 280 万円を減額した。増額はバーベキューエリアの警備業務委託料などがあり全体的に合計約 330 万円の減額となっているとの説明がありました。

空き家対策事業の内容について質問があり、令和 6 年度に空き家等実態調査を行い、この調査結果をもとに令和 7 年度には、平成 30 年度に策定した藍住町空き家等対策計画を改定して空き家に関する施策と必要な処置を講じていきたいと考えている。老朽危険空き家除却支援事業の補助金については、道路に倒壊する恐れがある空き家は 80 万円、その他の近隣に迷惑を及ぼす恐れのある危険な空き家は 60 万円を交付するものであり 80 万円の 5 件分で 400 万円を計上している。財源は、補助金の 2 分の 1 が国費、4 分の 1 が県費、4 分の 1 が町費となっているとの説明がありました。また、空き家バンクなどの予定や計画があるのかとの質問があり、現在は徳島県のとくしま回帰住宅対策総合支援センターが運営する空き家情報バンクを紹介している。本町のホームページでも国交省選定の民間企業と連携した空き家バンク情報サイトを利用して空き家バンクに掲載の検討を進めているところであるとの説明がありました。

議第 14 号「令和 7 年度藍住町水道事業会計予算について」、排水設備工事の工事請負費の内訳の 5,000 万円について質問があり、耐震管へ布設替えする工事の費用である。避難所に向けて耐震管への布設替えを計画しており住吉団地の北側からみどりが丘、みどりでんき交差点を北へ行き、東小学校までの約 1 キロメートル辺りを想定しているとの説明がありました。

また、車輛取得費 180 万円について令和 6 年度にも 180 万円計上されていた

が令和6年度には車輛購入を行わなかったのかとの質問があり、水道課の箱バンが約20年ほど過ぎておりその買換えを想定している。電気自動車などの想定もしており、令和6年度予算180万円では足らなかったため令和7年度で同じく180万円組ませていただいた。令和6年度の予算の繰越しも想定しながら、電気自動車購入に向けて準備を進めたいとの説明がありました。

第2浄水場の建設の進捗状況について質問があり、現在は詳細な設計を発注しており資金計画を立てなければならない。昨年末、国が補助金の拡充を行い、今まで本町は一切補助金が受けられない状態であったが受けられる可能性が出てきたため県に相談している。それが分かり次第、資金計画も立てられ詳細な設計ができるためしかるべき時期にはお示しできるものと考えているとの説明がありました。

審査の結果、付託された7議案については全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、3月10日に開催されました建設産業常任委員会における付託案件に対する審査の結果であります。令和7年3月24日、建設産業常任委員会委員長、前田晃良。

○議長（米本義博君） 次に、森総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

森伸二君。

〔総務文教常任委員会委員長 森伸二君登壇〕

●9番議員（森伸二君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから総務文教常任委員会に付託された16議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は3月11日に開催し、高橋町長ほか関係職員の出席のもと付託された16議案について関係理事者に補足説明を求め審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第8号「令和7年度藍住町一般会計予算について」のうち、町民税、固定資産税について滞納問題への対策や対応はどのようにしているのかとの質問があり、滞納が発生した場合には通常の督促、催告を行い、なかなか納まらない場合には納税相談から分納という流れで処理をし、差し押さえ等の強制執行などにも移っている。無財産や生活困窮等で強制執行になじまない方については、執行停止するという処理も行っている。滞納者と粘り強く交渉を続けて収入状況が改善したときに納めてもらえるように対策を進めているとの説明がありました。また、各家庭に滞納を整理するために訪問活動等はしているのかとの質問には、税債権は訪問徴収債権ではないため、原則、訪問徴収は行わないとの説明がありました。さらに、石井町では

滞納処理で滞納している納税者のところへ訪問していくということが報道されて議会で質問したことがあるが、これはだめなのかとの質問には、全国的には納めに來ていただいているのが主流であり、これは納税者の意識改革につながっていることだと考えているとの説明がありました。

町制施行70周年記念事業についての質問には、現在、講演いただく方と調整中であるとの説明がありました。また、町民の方へも呼びかけるのかとの質問には、詳細が発表できるようになれば広報あいずみ、町LINE広報等で案内するとの説明がありました。

大阪・関西万博事業について、大阪の知事などから四国も來て欲しいというような要請はなかったのかとの質問があり、県の主催するイベントに藍住町も参加する形式となっているとの説明がありました。また、小中学校が参加する計画はないのかとの質問には、世界一大きな絵という藍染の絵を万博会場で展示していただくことになっており、間接的な形で参加するとの説明がありました。

マイナンバーカード交付事業について、カードを取得している人の割合はどの質問があり、今のところ90パーセント近い交付率であるとの説明がありました。また、その中で保険証にひもづけをしている割合についての質問には、約78パーセント程度と把握しているとの説明がありました。

参議院議員選挙費について、投票率を上げるような取組はしているのかとの質問があり、今回の選挙ということではないが中学生議会や子供たちに対して主権者教育を重ねていくことで将来的に投票率を上げていきたいというような試みは行っているとの説明がありました。また、ゆめタウンに投票所を設置する計画は考えていないのかとの質問には、今のところは考えていないとの説明がありました。

委員外議員より英語チャレンジ事業について、英検検定料補助制度の3級以上から5級以上に拡大しているがなぜ予算を減額しているのかとの質問があり、令和6年度の5級までの2回の受検実績から試算しているためであるとの説明がありました。また、令和6年度の実績についての質問には、2回で3級までの受験者数が87名、5級までが43名の実績であるとの説明がありました。さらに、今年は何人を想定しているのかとの質問には、3回実施を予想すると3級以上が130人、4級、5級の受験者数が64名の194名で計算しているとの説明がありました。

教育費の1人1台端末更新事業について、現在使用している端末と比較して具体的にどのような機能やサービスが利用できるようになるのか、それらの機能やサー

ビスを利用して何か新しい学習への取組、計画などはあるのかとの質問があり、校内での利用だけでなくインターネットの環境があれば家庭でも学習システムへのアクセスが可能となるような形になる。現在、次期端末で使用する学習ソフトの選定等を行っているとの説明がありました。また、旧の端末のデータの消去に専用のソフト等で処理が必要だと思いが計画はとの質問には、業者のほうでデータの復元不可能な状況に消去し物理的な破壊をしていただくとの説明がありました。予算の中に処分費が含まれているのかとの質問には、備品購入費の中に含まれているとの説明がありました。

学校教育ＩＣＴ業務支援事業について、ＩＣＴ支援員を配置するというものなのかとの質問があり、藍住町の町立小学校４校と２つの中学校にＩＣＴ支援員を派遣する業務であるとの説明がありました。また、この事業では何名程度支援する予定か、各学校の支援員がどのぐらいのペースで行っていただけるのかとの質問には、１か月当たり１２名を１日当たり７時間で派遣することとしている。それぞれの学校に順番に派遣するような形であり、人数ではなく年間の日数で契約する予定であるとの説明がありました。また、新しい端末について関連する技術的な問題等が発生した場合には、支援員にサポートしていただけるのかとの質問には、年間を通じて教員の補助やトラブル対応等、技術的な助言などにより質の高いデジタル教育基盤の整備を図っていきたいと考えているとの説明がありました。

学校体育館空調整備事業について、夏休みまでにするような計画かとの質問があり、今現状ではいつまでできるか申し上げられない状態であるとの説明がありました。全然まだ決まっていないということなのかとの質問には、今、設計業務に取りかかっており現状ではまだ確定的なことは申し上げられないとの説明がありました。また、委員外議員より、東中の設計業務委託料は幾らだったかとの質問があり、税込み５９９万５，０００円との説明がありました。藍中、東中で合わせて９５０万円となっている施工管理業務委託料の内訳についての質問には、藍中が５００万円、東中が４５０万円との説明がありました。この事業の財源について防災減災国土強靱化緊急対策債が８，７６０万円、緊急防災減災事業債が１億１，１７０万円となっているが利率と償還年数、地方交付税措置があるのか、また、実質は幾ら町が負担するのかという質問には、防災減災国土強靱化緊急対策の交付税率は５０パーセント、緊急防災減災事業の交付税率は７０パーセントで充当率はともに１００パーセントであるとの説明がありました。

夜間中学校就学援助費について、どのような中身なのかとの質問があり、夜間中学校に通う場合の就学援助を行うものであるとの説明がありました。また、藍住町でこの援助費を活用している生徒がいるのかの質問があり、昨年度はいないとの説明がありました。就学援助の申請等の状況をもう少し宣伝をして欲しいがどのように考えているのかとの質問には、令和6年度に申請の方法や周知の方法を大きく変更し全ての保護者に内容をお送りしているとの説明がありました。さらに、藍住町の場合、対象の基準額は生活保護基準の何倍か、支給の場合、銀行振込みなのかと質問があり、就学援助は生活保護基準1.3倍、特別支援は2.5倍の基準になっている。また、全ての保護者に口座振替で振込みをさせていただいているとの説明がありました。

東中学校のバスケットボール保守点検業務委託について、どういう点検なのかとの質問があり、業者に発注して危険のないように点検等をしていきたいと考えているとの説明がありました。

社会体育施設管理費について、町民体育館は照明が暗い等の不備が出ているため問題点と要望を聞くべきではないかとの質問があり、この度はLED化の設計であり今以上に明るくなると考えている。要望については設計段階などのときに考えさせていただきたい。指定管理をしているスポーツクラブから状況を吸い上げることなども考えられるとの説明がありました。また、空調に対して利用者からの苦情や要望は聞いていないのかとの質問には、今回チラーという部分の修繕改修を行う予定になっている。電力の関係がありその辺を考えながら使っているとの説明がありました。太陽光発電が家庭用のパネルを少し大きくした程度では要望に応えるような電力需給はできないと思うため、電気料金の問題と空調の関係を検討して欲しいとの意見が出されました。委員外議員より世代間交流施設整備事業の委託料1億1,000万円について、設計業務委託料補助対象は9,000万円とあるが何の補助を利用するのか、補助非対象の2,000万円の財源は何かとの質問があり、補助対象は施設の設計費用であり国庫補助事業の第2世代交付金事業を充てる9,000万円のうち2分の1が国庫補助となり、残り4,500万円については補助非対象の2,000万円と合わせて社会福祉施設整備事業積立金や一般補助施設整備事業債によって充当する予定としているとの説明がありました。また、社会福祉施設整備事業積立金は幾ら積立っているのかとの質問には、令和7年1月31日時点で18億5,274万992円との説明がありました。一般補助施設整

備等事業債の利率と償還年数、交付税措置はあるのか、また、実質負担は幾らなのかとの質問には、充当率が90パーセントで交付税措置率が30パーセントのため予算どおり3,375万円借り入れした場合は、交付税措置として約1,100万円程度が交付税になる予定であるとの説明がありました。実質は2,000万円の町の負担ということか。また、何年で償還の予定かとの質問には、まだ借り入れ等はしていないため、償還や利率は未定となっているとの説明がありました。継続費について、令和8年度の国県支出金や地方債、金額を細かく割り振っているが何を使うかは決まっているのかとの質問には、令和10年度まで国庫補助や地方債等の借り入れについては見込みを立てて記載しているとの説明がありました。また、予定が変わるということはないのかとの質問には、あくまでも現時点での見込みということで国庫補助金についても交付決定を受けたものではない。この見込みどおり国庫交付金の申請や、地方債の借り入れができるように進めていきたいと考えているとの説明がありました。認められなかったら一般財源で賄うという認識でよいのかという質問には、その場合は社会福祉施設整備事業積立金を利用したいとの説明がありました。

世代間交流施設整備事業の継続費について、総額と各年度ごとの金額をどのように理解したらいいのかとの質問があり、事業計画、事業スケジュールの進捗に応じた年度割を計上しているとの説明がありました。また、令和7、8、9、10年度と一般会計から繰入れや基金の積立てをするなどの意味合いはどうかとの質問があり、支出予定額を示しているものであるとの説明がありました。これだけの予算を確保していくという目安を年度ごとに立てているということかとの質問には、各年度で事業を進行させていくことになるとの説明がありました。

審査の結果、付託された16議案のうち採決の結果、議第8号については、賛成多数で原案どおり可決、議第1号、議第2号及び議第15号から議第38号までは全会一致で原案どおり可決するべきものと決定いたしました。以上、3月11日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和7年3月24日、総務文教常任委員会委員長、森伸二。

〔林茂君より「議長」の声あり〕

○議長（米本義博君） 小休します。

午前10時34分小休

午前10時36分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を再開します。

ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これから、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） ただいま、新居純一君ほか1名から、「令和7年度藍住町一般会計予算」（議第8号）につき予算組替えを求める動議」が提出されております。この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。したがって、これを原案と併せて議題とし提出者であります新居純一君から、提案理由の説明を求めます。

新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 「令和7年度藍住町一般会計予算（議第8号）につき予算組替えを求める動議」提出について、議長から説明を求められましたので提案理由を説明させていただきます。

私は災害に備え住民に寄り添える藍住町を公約の一つに昨年、藍住町議会議員選挙に立候補しました。幸いにも大勢の町民の皆様から御支援を頂き当選させていただきました。昨年は1月1日に能登半島地震、8月8日には日向灘地震があり巨大地震注意が初めて発表されました。また、今年1月には政府から南海トラフ地震の30年以内の発生確率がこれまでの7、80パーセントから80パーセント程度に、引き上げられました。このようなさなか32億円も使って藍翠苑、女性センターを取り壊し、（仮称）世代間交流施設を建設することは、これまでに多くの防災対策を一般質問で求めてきた私にとっては到底容認できるものではありません。よってこの度、私は、令和7年度藍住町一般会計予算、議第8号のうち、世代間交流施設整備事業を取り消し、藍翠苑、女性センターを取り壊すのではなく大規模改修を行うための設計業務委託料と防災力強化のため、本町の指定避難所である町立小学校4校体育館に空調設備の整備を行うための設計業務委託料に予算の組替えを要求するものです。議員の皆さん、今、一歩立ち止まって今後の藍住町を思い御賛同をよろしくお願いいたします。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

○議長（米本義博君） これより動議に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

森志郎君。自席でお願いします。

〔森志郎君起立〕

●14番議員（森志郎君） 新居議員に質問をいたします。今回の事業は、人口減少、高齢化の進展に対するためのコミュニティの活性化が大きな目的である。それぞれの施設を大規模改修してもただそれだけであり、本来の目的であるコミュニティの活性化にはつながらないと思いますが、大きな目的もなく竣工から半世紀以上経過した施設に対し大規模改修で莫大な費用をかける意味があるのか。お答えをお願いします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 趣旨説明でも述べさしてもらいましたように、現在、南海トラフ地震対策に町予算をかけるべきだと私は考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（米本義博君） ほかに質疑はございせんか。

森志郎君。

〔森志郎君起立〕

●14番議員（森志郎君） 新居議員に質問いたします。予算の組替えを求める内容で、世代間交流施設整備事業は取り消し、次のように組替えするとありますが、建て替えを大規模改修に変更しこの事業を凍結すると捉えてよいのですか、お答えをお願いします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） はい。藍翠苑、女性センターにつきましては、藍住町公共施設等総合管理計画に示されております。藍翠苑については大規模改修または建て替えという表示がありますので、私は先ほども申しましたみたいに、費用は防災対策に使うべきだと考えておりますので少しでも費用の安い大規模改修のほうが良いと考えて今回動議を提出させていただきました。以上です。

○議長（米本義博君） 森志郎君。

〔森志郎君起立〕

● 1 4 番議員（森志郎君） 新居議員に質問します。予算の組替えを検討するにあたり、もう少し具体的に歳入歳出の説明をしてもらえますか。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

● 2 番議員（新居純一君） 森議員の質問にお答えさしてもらいます。

〔議席より「質問と違う」との声あり〕

● 2 番議員（新居純一君） ああ。ええと、質疑にお答えさせてもらいます。経費につきましては、町債等によって措置するというふうに表示させてもらってます。中身につきましては、国の交付金とか積立金など有利なものを措置していただけたらと思います。あと、費用につきましては、小学校体育館の空調設備について東中学校の設計業務委託料が 6 0 0 万円と伺いましたので小学校 4 校で 6 0 0 万円の 4 校分 2, 4 0 0 万円と考えております。あともう一つ、建て替え費用につきましては、（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業基本計画をもとに藍住町公共施設等管理総合、管理計画を参考に試算さしていただきました。設計費用としましては 6, 0 0 0 万円を試算さしてもらいました。以上でございます。

○議長（米本義博君） ほかに質疑ございませんか。

〔森志郎君より「議長、関連でよろしいですか」との声あり〕

○議長（米本義博君） 1 議員 3 回までと決まっておりますので。

〔森志郎君より「この質疑の関連で」との声あり〕

〔議席より「関連させたれよ」、「議長の判断」との声あり〕

○議長（米本義博君） 一旦、小休します。

午前 1 0 時 4 5 分小休

午前 1 0 時 4 7 分再開

○議長（米本義博君） 引き続き、議会を再開します。

1 人の議員からの質疑は、原則 3 回までとさせていただいておりますので次の質疑はございませんか。

佐野慶一君。

〔佐野慶一君起立〕

● 1 3 番議員（佐野慶一君） 今回の予算、歳入、世代間交流施設整備事業の補助金、地方債、このほかに社会施設整備事業基金などが入っております。それらの費

用は小学校のエアコンとか大規模改修、ほんなんには使えん。こういうことは理解しとんかどうか。また、町債でせえというけれども、この地方債を起こすにしても町単独ではできんと思うんですよ。県の許可もいるだろうし、ほこらは理解しとんかどうかお尋ねします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） はい。佐野議員からの質問にお答えさせていただきます。国の交付金、第2世代交付金につきましては、地域の施設の新築及び増改築に使える、拠点整備が使えると私は理解しております。もう一つ、残りのお金としましては恐縮でございますけども予備費からの支出というのも考えております。以上です。

○議長（米本義博君） ほかに質疑はございませんか。

佐野慶一君。

〔佐野慶一君起立〕

●13番議員（佐野慶一君） この補助金とか起債。これ職員が時間かけてお願いして、やっとできたものだと思うんですよ。これをしないということは、これは国に返すということになると思うんやけども。それをして地方債でまた賄うという、ようけ借金を増やすという、そこらがちょっと納得がいかんのですけれども。今回の事業の予算の説明では、この2つの複合施設により、今、言ったような有利な補助金とか起債を探してきてというか、つくっております。これ建て替えなどには、さっきも言ったように使えんのですよね。大きな差が出ると思うんよ、改修するのとあれとでは。ほこらも新しいに今、聞いたけれども、この国の予算とか、ある程度が目途はあるんかどうかお聞きします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） はい。私は趣旨説明でもさしてもらったみたいに、現在ではハコモノ建設より防災に使うべきだとも考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（米本義博君） 今の質疑の内容と答弁の内容が合っていないと思うんです。

〔議席より聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 誠に申し訳ございませんですけど、もう一度、質問をお願いできませんでしょうか。再確認させていただきます。すいません。

○議長（米本義博君） 佐野慶一君。

〔佐野慶一君起立〕

●13番議員（佐野慶一君） 新しく作ると大規模改修、町の小学校のエアコンも含めて補助金とか使えるお金が新しい建物になったら、いろんな面で町の負担が少ない。大改修になれば、それなりに補助金も少なくなるだろうし。もともと女性センターが改修できるのかできないのか、藍翠苑ができるんかできんのかは別にして、かなり、半世紀経つと。ほんなんに改修する必要はないと思とんですけども、それをするというんだったら、差がかなり開くと思うんじや。町の負担が。負担がですよ。新しくするのと。その目途はたつとんのかどうかという質問です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） はい。世代間交流施設整備事業は、整備事業は32億円、計画表を見させてもらいますとそういうのに書いております。今回、建て替え工事だけにしますとひとまずは解体費用がかかりません。解体費用が約3億8,000万円、4億円ぐらいの費用になります。大規模改修につきましても（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業基本計画をもとに藍住町公共施設等総合管理計画表を参考にして計算、あくまでも試算でございます。もし建てたとしたら、補助金も何もこれは考慮しておりません。10億円という、この計画をもとに出すと10億円となりますので大分私は経費は削減できて、その費用を防災のほうに充てていただきたいと思います。以上でございます。

〔議場内で聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） 今、佐野議員が質疑で伺ったことは世代間交流施設を建設する場合の起債、その起債の内容、利率、そういったものが耐震であったり改修の場合は使えない。そうすると、その起債の内容が変わってくることによって、町の負担が増えるのではないかという質問だと思うんです。その答えに、今、なっていないと思うんですが。

新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） すいません。起債の内容につきましては、申し訳ございません。ここではちょっと即答できかねますけども、総合計の費用としては、私は安くなりますので、その辺だけ述べさせてもらいました。

○議長（米本義博君） ですから、佐野議員が言っているのは総合計ではなく、藍住町が自ら負担する額の差を言っているのもであって、その根拠が新居議員にはありますかという。

新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） すいません。先ほど述べさせてもらいましたみたいに、町債、その他交付金につきましては、まだ、考えておりませんので根拠はございません。

○議長（米本義博君） ほかに質疑はありませんか。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君起立〕

●6番議員（永浜浩幸君） 新居議員さんに質問します。現在の両施設は、ユニバーサルデザインではなく快適な利用環境への対応が整っていないと思います。施設が老朽化しているため、おそらく大規模改修ではユニバーサルデザインの対応は難しいと思いますが、高齢者や障害を持たれている方への対応は考えられていますか。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） はい。新しくつくるだけが町民サービスの一環ではないと思います。使えるものは改修して長く使っていただいて、その、もし使わなかったお金を私は防災のほうに回していただきたいと思うだけでございます。

○議長（米本義博君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君起立〕

●6番議員（永浜浩幸君） 続きまして、新居議員さんに質問します。今回の事業は有利な起債や補助金の活用、また将来にわたる起債の払いを含めても、基金の範囲内で完結する計画となっており、理事者からの説明を受けた範囲では、財政に影響を与えるような事業ではないと考えております。その点について御理解はされますか。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

● 2 番議員（新居純一君） はい。理解はさしていただけてます。私が先ほどから何度も申しましておるのは、こういうものをつくるんでしたら防災のほうの費用に回していただきたいとそれだけでございます。

〔議席より「よう分からんなあ」の声あり〕

○議長（米本義博君） ほかに質疑ございませんか。

奥村晴明君。

〔奥村晴明君起立〕

● 1 2 番議員（奥村晴明君） 新居議員にお伺いします。もしこのリフォームというんですか、改築というんですか、これにした場合にかかる費用は幾らと見とるんですか。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

● 2 番議員（新居純一君） はい。誠に申し訳ございません。今ちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いできませんでしょうか。

〔奥村晴明君起立〕

〔奥村晴明君より「リフォームの施設のリフォームの費用。建て替えではなしにね。この改築の費用、幾らと見ておるんですか。金額。」
の声あり〕

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

● 2 番議員（新居純一君） 先ほども申しました、藍住町世代間交流施設整備事業基本計画をもとに藍住町公共施設等総合管理計画表を参考にして試算したところ藍翠苑と女性センター、大規模改修費用は10億円と試算できます。以上です。

○議長（米本義博君） 奥村晴明君。

〔奥村晴明君起立〕

● 1 2 番議員（奥村晴明君） 10億円かかるということですね、改築するんに。補助金は幾らと見とんですか。これの。次にお伺いします。組替えの予算化には補助金や地方債の申請、一般財源の確保がかなりの時間を要したと思うんですけれども、町長が提案してから世代間交流施設事業の予算化するまでにかかなりの時間もかかっておると思うんですよ。組替えの動議を出すのなら、もっと現実性、実用性のある

提案をしてもらいたいと思うんですけども、その点を詳しく、詳しく説明してください。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） はい。詳しく、詳しくということでしたがけれども、ひとまず私、今回これを知ったのは、正式には、昨年12月、全員協議会の時に知らさしていただきました。詳細につきましてはパブリックコメント等も見さしていただき内容等試算したところ、今回しか私が意見を述べるところはないなと思ひまして動議を出させてもらった次第でございます。

〔議席より聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） これから、議第8号「令和7年度藍住町一般会計予算について」の討論を行います。これは、本動議についての討論も含めます。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

林茂君。

●11番議員（林茂君） 賛成でしょ。

○議長（米本義博君） 原案に賛成ですよ。

〔林茂君より「動議でしょ」の声あり〕

○議長（米本義博君） いや、原案です。

〔議席より聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） いや、原案の賛成者。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●6番議員（永浜浩幸君） 議第8号「令和7年度藍住町一般会計予算について」原案賛成の立場から討論を行います。

このたび実施された藍住町世代間交流施設整備事業計画案に対するパブリックコメントでは、様々な御意見、御提言が寄せられていました。このうち、今後未来におけるまちづくり計画については、創造性豊かな発想であり藍住町の将来のあるべ

き姿かと思います。老若男女、住み良い暮らしに基づいた幅広いアプローチ計画を的確に推進していただきたいとの御意見がありました。この他、地方創生において世代間の交流やコミュニティの形成を促し、にぎわいを創出することやコミュニティ活動を支援し町民の主体的なまちづくりを促進するという考えは非常に重要です。これらは地域の活性化に寄与し住民のつながりを深めることで地域のアイデンティティーや文化を育む基盤となります。しかし、単ににぎわいを創出するだけでは、地方の価値創造には限界があります。持続可能な発展を目指すためには、以下のような要素も考慮する必要がありますとあり、そこでは教育のスキルの向上と経済的な持続可能性の必要性が記載されています。そして、具体的な施設整備の提案としてコワーキングスペース、コラーニングスペース、交流スペースを備えた複合施設の整備について提案されており、まとめとして多世代交流型コワーキング、コラーニング施設は、地方創生における学びの拠点として地域に新たな価値を生み出す可能性を秘めています。本施設の設置により世代間の交流を促進し地域活性化、多様な学習機会の提供、起業、創業の支援、地域課題の解決に貢献できると確信しておりますとつづられています。私もこのコメントと同様の考えを持つ1人であります。地域コミュニティの存続が困難な時代に入り、また、生活行動や住民活動が多様化する中で公共施設が果たす役割にも変化を求められていると思います。これまでのように特定の目的を達成するために場所を提供するというコンセプトは維持しつつも新たな複合的付加価値は必要と考えています。そういう意味でも今、若者と高齢者の意図的な世代間交流が注目されています。こども食堂もその一つでしょう。その背景としては、核家族化やライフスタイルの変化、産業の発展による様々な変容があり家族間だけではなく、地域においてもこれまで自然な形で行われていた高齢者と子供、若者間の世代間交流を難しくしていると考えます。しかしながら、社会、地域の発展のためには、前の世代から将来の世代へ直接的な検証が必要不可欠になるものと考えます。高齢者の方々の長い人生の中で蓄積してきたすばらしい経験が直接的な関わりにより伝授されなければ、その多くは消滅されてしまいます。世代間交流は、貴重な経験を次世代につなぐ社会的なメリットを有しているといえます。一例を挙げると、藍住町社会福祉協議会の組織である地区推進協議会の中には、老人憩いの家で地域の高齢者の皆さんが子供たちに昔遊びを通して交流をしています。例えば、その取組が町の中央の交流施設で地域に関係なく多くの子供たちが経験できたら、そして、多くの高齢者の方々のやりがいや生きがいにつながればどう

でしょう。昔遊びに限らず様々な形の交流等を通じて高齢者と子供たちには、本当に大きな財産や活力をもたらすことと想像します。世代間交流施設は、町民の皆さんの幸せな社会生活を大きく育てていく場所になると強く思う次第です。ある自治体の交流施設に求められるまちづくりの基本的な考え方を紹介します。その市では、将来的な人口減少で地域の担い手が減少しても市民にとって住み良いまちづくりであり続けることを課題としています。この対処方法として、市民や来館者が集まる空間を整備し交流する仕掛けを柔軟に展開しながら、まちの基盤となる人やアイデアを育むとして、取組の指針をまちに関わる人を増やして育てていくとされています。まさに藍住町も同じであります。これまで人口増加で発展してきましたが、人口推計に見られるように、このままでは減少は避けられないと思います。町を維持するためには人口減少抑止は最大の課題です。魅力あるまちづくりを推進し、住んでみたい町、そして住んで良かった町を目指すためには、世代間交流施設を活用した仕掛けは極めて重要な戦略であります。ですから藍住町の未来を担う施設を単にハコモノと評価してはいけなないと考えます。藍住町の持続、発展を期するには、適切に予算措置を講じた上で、一刻も早く施設を整備し、そして、交流を通した様々な取組を進めなければならないものとの思いを強くしているところであります。これで私の予算原案に対する賛成討論を終わります。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） 次に、原案及び動議に反対者の発言を許します。

〔発言なし〕

○議長（米本義博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

佐野慶一君。

〔議席より「これは何。理事者議案に対するか」の声あり〕

○議長（米本義博君） はい。

● 13 番議員（佐野慶一君） 原案だろ。

〔議席より「賛成、反対というのは」の声あり〕

○議長（米本義博君） 先ほど、原案及び本動議に反対者の発言というのは、原案にも動議にもどちらにも反対の方がおられる場合という意味です。

〔議席より「ああ」、「賛成する」の声あり〕

〔佐野慶一君登壇〕

● 13 番議員（佐野慶一君） 議案第 8 号、一般会計予算の原案に賛成の立場から

討論をいたします。世代間交流施設について、町民への周知が足りないというのを議会で聞いたことがあります。高齢者活動拠点としての整備については、この施設については、高橋町長も前回、前々回と選挙の公約の一つにあげてまいりました。結果、町民に支持されて当選をしております。公約にあげた事業を推進することは当然であります。逆に実行しなければ町民からの背任行為になります。また、我々議会としても令和5年度第2回、この時、紙永議員の質問、3回目、森伸二議員の質問でも、町長からの答弁を議会だよりに掲載し町民の方に知らしております。また、町としても広報あいずみや公式のLINEってあるんやね、公式LINE、藍メールなどでお知らせするとともに施設の近隣住民にはポストに配布をしたようでございます。詳細な契約内容については、パブリックコメントで1か月実施して町民の意見を聴取しております。十分な周知はできておると感じております。

次に、世代間交流施設は現在、藍翠苑、勤労女性センターを利用されている方だけの施設を建てるではありません。様々な機能、役割を集約して全ての町民の方の利便性が向上するように、藍住町ににぎわいを創出し、町の活性化に寄与する施設でもあります。また、南海トラフ巨大地震をはじめとする災害時には、町民の安全を守る施設にもなります。早急に建設を進めるべきであります。

議員といたしまして、いたずらに町政を停滞させるような行為はやめてもらって、もっと建設的な議論、提案をすべきではないかと思っております。以上で、原案に賛成の立場で討論をいたしました。議員各位の御賛同よろしく願いをいたします。
○議長（米本義博君） 次に、本動議に賛成者の発言を許します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、「令和7年度藍住町一般会計予算（議第8号）につき予算組替えを求める動議」に賛成する立場から賛成討論を行います。

住民と合意のない世代間交流施設整備事業に32億円を使うのではなく、今、町政に求められているのは、住民の命と暮らしを優先する町政として、南海トラフ巨大地震などに備え緊急を求められる事業を最優先することです。1点目、藍翠苑の解体工事に2億円、女性センターの解体工事に1億8,000万円を使うのではなく、その財源を大規模な改修工事に使うことを提案をします。公共施設は町民の財産です。使えるものは直して使い町民への負担を軽減することが行政の役割です。2点目です。地球温暖化が進む中で平均気温が毎年上昇し、空調設備のない夏場の体育

館は特に熱中症のリスクが高く死亡事故も起きています。また、温暖化の影響で大雨や台風などの自然災害も増えています。地域で災害が発生した場合、藍住町は学校の体育館を緊急避難場所と指定しています。体育館に空調設備が整っていないと避難してきた住民が熱中症を発症してしまう危険性があります。体育館にエアコンを設置しておけば、大きな災害が万が一発生しても安心して体育館を利用してもらえます。体育館を利用する人は、熱中症のリスクを減らすことができ運動のパフォーマンスの向上も期待できます。適切な温度と湿度を維持できますので災害避難場所として役に立ちます。国は学校体育館等における空調設備率は約2割にとどまっており、さらなる設置促進が必要な状況であると住民の災害避難場所となる学校体育館等への空調設備に対する臨時交付金制度をつくり自治体の活用を呼びかけています。板野郡内では、北島町、板野町、上板町は体育館に空調設備が進んでおり藍住町はまだこれからです。町議会では早くから小学校4校体育館に空調設備を行うように要望してまいりました。今、町政に求められているのは、町民の暮らしと安全を守ることを最優先することを強く申し添え、私の賛成討論を終わります。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） ほかに討論はございませんか。

奥村晴明君。

〔奥村晴明君登壇〕

●12番議員（奥村晴明君） 私は理事者提案に対しての賛成の立場での討論を行います。

平成29年、そして令和3年に執行された藍住町町長選挙において、高橋町長は超高齢化社会を迎える中、人生100年時代、高齢者がいきいきと生活できることが町の活力につながるの思いから、高齢者が活躍できる場の創出を目指してきたわけですが、この生きがいを支える活動拠点の整備をあげられておりました。世代間交流施設整備事業はこれを具体化、現実化する大変重要な施設であります。ところが、一部の議員からは、この財源を危惧する、財政措置だけでなく事業自体に否定的な発言が続いております。町民の付託に応えるべく行政のプロとして財源を見極めていることに何の問題があるのか。公約に何の問題もないと思うのですが、他の行政サービスに影響を及ぼすような予算編成でもしているというのであれば、また別なんですけれども、単に事業に対して意見をしているのかもしれませんが明らかに否定したようにしか思えません。多くの選挙人が選んだ町長の重要

施策であることの重みを理解しているのか。余りにもリスペクトに欠けてはいないかということですけれども、本当に残念でなりません。関係者との調整や様々な検討を長年重ねた成果が本年度の予算であることとございます。否定する理由などはないわけでありましたが、私はこの令和7年度予算原案に対して賛成をいたします。議員各位の御賛同を頂きますよう、よろしく、よろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） ほかに討論ございませんか。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 令和7年度藍住町一般会計予算につき予算組替えを求める動議に賛成の立場で述べます。

南海トラフ地震が今後30年以内で発生する確率が80パーセントに引き上げられ、いつ地震が起きても不思議ではない今、（仮称）世代間交流整備事業よりも町民の命を守ることが一番だと思われまます。女性センター、藍翠苑の大規模改修に賛成します。また、指定避難所の小学校体育館に空調整備は早急に行うべきです。今は32億円をかける（仮称）世代間交流整備よりも町民の命を守ることが先決です。今、町民の方は野菜や米、食品、ガス、ガソリンの値上げに対し、生活に苦しんでいる方が多くなっています。このような町民に対して手を差し伸べるのが町政の務めだと思います。私はこの動議に賛成いたします。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） 討論はありませんか。

森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●9番議員（森伸二君） 私は、本動議に反対の立場で討論を行います。

老人福祉センター藍翠苑と勤労女性センターは、それぞれ昭和50年代前半に建設され、これまで多くの町民の方に愛され利用されてきました。しかし、築後40年以上が経過し施設の老朽化が著しく、十分な耐震性も有しておりません。一部利用を制限している設備もあり、利用者の多くの方から不便だという声も聞いております。（仮称）世代間交流施設は、この2つの施設だけでなくオープンスペースやキッズスペース、ファミリーサポートセンターや消費生活センターなど多くの機能を集約化、複合化する施設であります。これまで高齢者や女性が別々の場所でされていた活動を同じ施設で行い、そこに小さい子供さんを連れた若い世代も訪れるこ

とで、まさに世代間の交流が生まれ、希薄になりつつある地域のつながりが強化されます。地域コミュニティの強化は、災害時の防災力強化にもつながります。先に申し上げたとおり、両施設は老朽化が進み耐震性に不安があることから町民の皆様の安全安心のためにも、いざ発災時には避難場所等として活用できる（仮称）世代間交流施設を一刻も早く建設するべきだと考えています。単純に費用がかかるからという理由で反対するのではなく、町民のためを思えばこそ未来への投資も必要であります。何もしなければ、ただただ衰退を待つだけとなります。町民の方の安全安心、藍住町の将来を考えるのであれば間違いなく必要な施設であり、近年の物価、人件費高騰、さらには迫りくる南海トラフ巨大地震の危機を考慮すると1日も早く建設すべきものであると考えます。

以上の理由から、私は本動議に反対いたします。議員各位の良識ある判断をお願いして、反対討論を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（米本義博君） ほかに討論はございませんか。

森志郎君。

〔森志郎君登壇〕

●14番議員（森志郎君） 私は、原案に賛成の立場で討論を行います。

令和4年3月に改正された藍住町公共施設等総合管理計画で、この計画の背景と目的が次のように記載されています。「公共施設等の多くは、本町の進展とともに整備されてきました。これらを一斉に更新する時期が迫っています。」、「少子高齢化が進み、住民のライフスタイルの変化とともに、公共サービスのあり方が問われています。」とあります。次に、計画期間の項目では、「現在そして未来の本町を取り巻く様々な状況を見据えながら、次世代に負担なく公共施設等を引き継いでいくことが必要とされています。そこで、本計画では施設の長寿命化や予防保全の考え方による維持管理、機能の統合、複合化等を検討していきます。」。そして、「住民ニーズに対応したまちづくりを推進するため、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても適宜見直しを行うものとします。」とあります。以上のように、この計画の基本的事項の中に機能の統合、複合化、適宜見直しと明確に記載されています。また、施設ごとの個別記載において老人福祉センター藍翠苑は、「施設改修を検討します。」とありますが、続けて、「又は立替えを検討」と明記されております。一方、「女性センターは、耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を検討します。」とあります。女性センターについて

ては管理計画改正の後に耐震診断が実施され、その結果が令和5年4月に公表されています。構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価のうち、本棟北の建物は、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」との診断結果が出ています。本棟南も危険性があるとの結果です。その対象の総床面積は、1,954平方メートルと非常に大きく、もはや必要に応じて耐震補強工事を検討するものに値するか否か、根本的な検討、見直しが必要なことは明白であります。また、故障をしている設備も多々あり、多くの利用者の皆さんが1日も早く新たな施設が整備されることを望まれていると聞いております。高齢者活動拠点施設の整備は、高橋町長の公約であり関係者の皆さんの御意見等も踏まえた上で長年にわたる計画をしたものであります。多くの皆さんがこの公約に期待され、新たな施設、新たな交流、そして新たなまちづくりに参画することを心待ちにされています。

最後に改めて申し上げます。多くの町民の皆さんが安心、安全で魅力的な施設の完成を待ちわびております。以上、既存施設の解体と統合を含めた世代間交流施設整備事業関連予算を計上している、令和7年度藍住町一般会計予算の原案に賛成をいたします。議員各位の御賛同をお願いします。賛成討論を終わります。

○議長（米本義博君） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論がないようですのでこれで討論を終わります。

○議長（米本義博君） これから、「令和7年度藍住町一般会計予算（議第8号）につき予算組替えを求める動議」を採決します。

この採決は起立によって行います。「令和7年度藍住町一般会計予算（議第8号）につき予算組替えを求める動議」は、本案のとおり決定することに賛成の方は起立、お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（米本義博君） 起立少数です。

したがって、「令和7年度藍住町一般会計予算（議第8号）につき予算組替えを求める動議」は、否決されました。

○議長（米本義博君） 次に、議第8号「令和7年度藍住町一般会計予算について」、起立によって採決します。

議第 8 号「令和 7 年度藍住町一般会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立、お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（米本義博君） 起立多数です。

したがって、議第 8 号「令和 7 年度藍住町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） お諮りします。議第 1 号「令和 6 年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から議第 3 8 号「指定管理者の指定について」までの 3 6 議案についてのうち、議第 8 号「令和 7 年度藍住町一般会計予算について」を除く 3 5 議案については、各常任委員会において十分に審議を尽くされたことと思いますので討論を省略し、直ちに原案のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第 1 号「令和 6 年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から議第 3 8 号「指定管理者の指定について」までの 3 6 議案のうち、議第 8 号「令和 7 年度藍住町一般会計予算について」を除く 3 5 議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） 日程第 3 7、議第 3 9 号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、議第 3 9 号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」説明を申し上げます。

徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である松茂町ほか 2 町競艇事業組合が、令和 7 年 4 月 1 日をもって松茂町ほか 2 町ボートレース事業組合に名称変更することに伴い徳島県市町村総合事務組合規約の変更が必要となったため、地

方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。以上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君）　これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君）　これから議第39号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、議第39号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君）　日程第38、選挙第1号「藍住町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には氏名、齊藤繁勝氏、川村英夫氏、中古孝典氏、赤澤功司氏。以

上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました齊藤繁勝氏、川村英夫氏、中吉孝典氏、赤澤功司氏。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員には氏名、木内茂氏、沖野勲氏、佐藤義住氏、産田成治氏。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました木内茂氏、沖野勲氏、佐藤義住氏、産田成治氏。以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長（米本義博君） 次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

○議長（米本義博君） 日程第39、発議第1号「藍住町議会委員会条例の一部改正について」及び日程第40、発議第2号「藍住町議会会議規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 提出者であります森志郎君から提案理由の説明を求めます。
森志郎君。

〔森志郎議員登壇〕

● 14 番議員（森志郎君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので提案理由の説明をいたします。

発議第 1 号「藍住町議会委員会条例の一部改正について」は、地方自治法の一部を改正する法律、令和 5 年法律第 19 号の施行等に伴う標準町村議会委員会条例の一部改正及び本町議会例規の沿革に鑑み、議会に係る手続のオンライン化への対応等の所要の整備を行うとともに語句等の見直しを行うため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、発議第 2 号「藍住町議会会議規則の一部改正について」は、地方自治法の一部を改正する法律、令和 5 年法律第 19 号の施行等に伴う標準町村議会会議規則の一部改正及び本町議会例規の沿革に鑑み、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため本規則の一部を改正するものであります。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（米本義博君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君） これから発議第 1 号「藍住町議会委員会条例の一部改正について」及び発議第 2 号「藍住町議会会議規則の一部改正について」の 2 議案を一括採決します。

お諮りします。発議第 1 号「藍住町議会委員会条例の一部改正について」及び発議第 2 号「藍住町議会会議規則の一部改正について」の 2 議案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号「藍住町議会委員会条例の一部改正について」及び発議第 2 号「藍住町議会会議規則の一部改正について」の 2 議案は、原案のとおり可決さ

れました。

○議長（米本義博君） 日程第４１、発議第３号「議員派遣の件について」を議題とします。本案は、お手元に配りましたとおり、議会運営委員会から議案として提出していただいております。これは、藍住町議会会議規則第１２２条の規定により、議会の議決を求めるものであり、令和７年４月から令和８年３月までの議員派遣について、別紙議員派遣一覧表のとおり議員の派遣を行うものです。

なお、派遣月や派遣場所は予定のため、変更または確定された場合には、変更または確定年月日、派遣場所とします。また、これら以外に議員派遣が必要となる場合は、その都度、手続を行いたいと思います。

お諮りします。発議第３号「議員派遣の件について」は、提案理由の説明、討論、表決を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第３号「議員派遣の件について」は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議長（米本義博君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（米本義博君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いします。
高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 3月定例会閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

今定例会は、令和7年度の各種施策に対する予算案や条例案など提案申し上げました議案につきまして、それぞれ所管の委員会や本会議において十分御審議を賜り、全議案を御承認いただき、ありがとうございました。

また、会期中におきましては、議員各位から子育て、教育、福祉、防災対策、環境問題など様々な分野におきまして貴重な御意見、御提言を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げます。引き続き本町の将来像を展望し、長期的な視点に立ち、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。議員各位におかれましては、一層の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様の御健勝をお祈り申し上げまして、議会閉会にあたっての御挨拶といたします。長期間にわたり誠にありがとうございました

○議長（米本義博君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、年度末の何かとお忙しいところ、御出席を頂き、御協力、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第1回藍住町議会定例会を閉会します。

午前11時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	米本 義博
会議録署名議員	新居 純一
会議録署名議員	元木 春香